

# 保証月報



松山城夜景



10

## Guarantee Information »

- 本所事務所を移転しました
- 新事務所パンフレット・愛媛県信用保証協会情報誌を作成しました
- 本所新築落成記念式典・祝賀会を開催しました
- ロゴマークのデザインを変更しました
- 松山市振興資金融資制度において利子補給が開始されました
- 「いよぎんみらい起業塾」にて講師を務めました
- 「えひめイノベーション起業塾」最終プレゼンテーションに出席しました
- 2019年度 上半期事業実績

## Column »

愛媛〈歴史・文化〉検定 第7回



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

# 保証月報 10

## Contents

### 保証情報 Guarantee Information >>

- 本所事務所を移転しました ..... 1
- 新事務所パンフレット・愛媛県信用保証協会情報誌を作成しました ..... 1
- 本所新築落成記念式典・祝賀会を開催しました ..... 2
- ロゴマークのデザインを変更しました ..... 2
- 松山市振興資金融資制度において利子補給が開始されました ..... 3
- 「いよぎんみらい起業塾」にて講師を務めました ..... 3
- 「えひめイノベーション起業塾」最終プレゼンテーションに出席しました ..... 3
- 2019年度 上半期事業実績 ..... 4

### 保証状況 Guarantee Condition >>

- 今月の保証概況（2019年9月） ..... 8
- 本・支所別保証状況 ..... 9
- 金融機関別保証状況 ..... 9
- 業種別保証状況 ..... 10
- 金額別・期間別・用途別保証状況 ..... 11
- 市町制度保証状況 ..... 12
- ランキングベスト10 ..... 13
- 金融機関店舗別保証状況 ..... 14

### 融資保証制度 Loan Guarantee System >>

- 融資保証制度一覧 ..... 21
- 信用保証料率表 ..... 31
- 保証協会団信実績 ..... 34

### コラム Column >>

- 愛媛〈歴史・文化〉検定 第7回

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



### お知らせ (更新・新着情報)

- 2019年10月01日 保証の概況「2019年9月」を掲載しました。
- 2019年10月01日 ロゴマークのデザインを変更しました。
- 2019年09月12日 保証月報9月号を掲載しました。
- 2019年09月02日 保証の概況「2019年8月」を掲載しました。
- 2019年08月30日 消費税特設サイトのご案内



本所事務所を移転しました

このたび、愛媛県信用保証協会は、2019年10月15日(火)付で、以下のとおり本所事務所を移転いたしました。

本所事務所の移転・新築ならびに創立70周年を1つの節目といたしまして、「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える」という保証協会の使命を改めて認識し、地域創生や地域経済の活性化への貢献に向けて、役職員が一丸となって一層の努力を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。



◆新住所

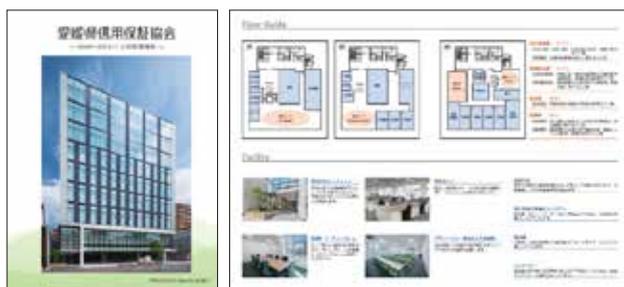
〒790-8651  
松山市千舟町3丁目3番地8  
千舟町スクエアガーデン7～9階  
TEL 089-931-2111（代表）



新事務所パンフレット・愛媛県信用保証協会情報誌を作成しました

本所事務所移転に伴い、新事務所のパンフレットと愛媛県信用保証協会の取り組みをまとめた情報誌を作成しました。ご希望の方は企業支援課（089-931-2114）までお気軽にご連絡ください。

【新事務所パンフレット】



【愛媛県信用保証協会情報誌】



## 本所新築落成記念式典・祝賀会を開催しました

10月10日、愛媛県信用保証協会7階大会議室において「本所新築落成記念式典」を、ANAクラウンプラザホテル松山にて「本所新築落成記念祝賀会」を開催いたしました。式典・祝賀会では来賓の方々に祝辞をいただいたほか、当協会からご出席の皆様へ新事業所ならびに新しいロゴマークの説明を行いました。

### 【来賓祝辞】

- ✦ 愛媛県 知事 中村 時広 様
- ✦ 松山市 市長 野志 克仁 様
- ✦ 愛媛県銀行協会 会長 大塚 岩男 様
- ✦ 全国信用保証協会連合会 会長 安藤 立美 様



本所新築落成記念式典での会長式辞

## ロゴマークのデザインを変更しました

愛媛県信用保証協会は創立70周年ならびに本所事務所移転を機会に下記の通り、ロゴマークのデザインを変更しました。このロゴマークに込めた思いの通り、今後も愛媛県信用保証協会は、金融機関や事業者との良好で強力な信頼関係を築いてまいります。

### 愛媛県信用保証協会 新ロゴマーク



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心に合わせたフォルムで現したものです。

愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしました。

## 松山市振興資金融資制度において利子補給が開始されました

松山市では消費税率引上げに対する支援の一環として、10月1日より「松山市消費税対策利子補給金制度」の取扱いが開始されました。同制度の利用により消費税率引上げの影響を受けた事業者が低利で融資を受けることができます。

- 要件：直近3ヵ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少していること
- 実施期間：2019年10月1日～2020年3月31日
- 利子補給率：年1.0%以内（初回利子支払日の属する月から5年間）

### 【融資利率】

現 行	実 施 後
1.5%	0.5%

※制度の利用には所定の手続きが必要です。

## 「いよぎんみらい起業塾」にて講師を務めました

9月10日に西条市産業情報支援センター及び9月12日に八幡浜市役所にて「創業を目指す方、創業に興味のある方、創業後間もない方」を対象に伊予銀行が主催する「いよぎんみらい起業塾」に講師を派遣し、保証協会の目的や仕組み、役割等の説明や創業保証制度等の創業支援に関する説明を行いました。

講師派遣等のご希望がございましたら、企業支援課（089-931-2114）までお気軽にご連絡ください。

## 「えひめイノベーション起業塾」最終プレゼンテーションに出席しました

9月14日、愛媛銀行研修所にて開催された「えひめイノベーション起業塾」の最終プレゼンテーションに出席しました。「えひめイノベーション起業塾」は「1年以内に起業を目指す方、5年以内に起業した方、後継者候補の方」を対象に、実践的なセミナーを繰り返しながら、成功する経営者を育成し、愛媛経済を盛り上げようと愛媛銀行が主催するものです。予備審査を勝ち抜いた塾生が3月9日を初回とする全6回の講座を経て学んだ成果について、同塾の集大成としてプレゼンテーションを行いました。



創業の夢を応援するために、今後もこのような取り組みに積極的に参加してまいります。

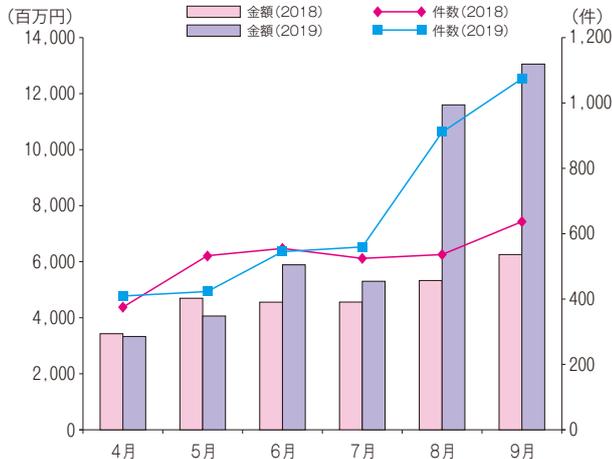
# 2019年度 上半期事業実績

2019年度の上半期事業実績（2019年4月～2019年9月）は下記の通りです。

## 保証実績

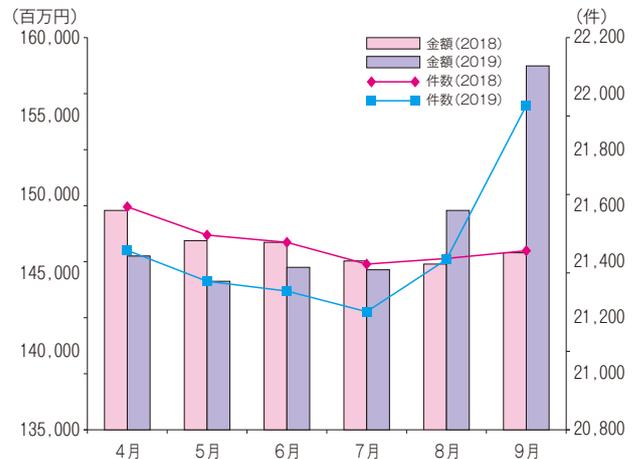
保証承諾は対前年同期比149.18%と前年実績を上回り、保証債務残高も対前年同期比108.03%と前年実績を上回る

### ◆保証承諾



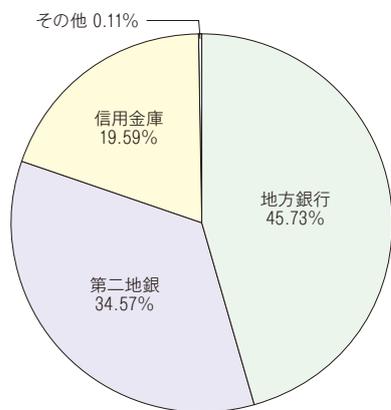
保証承諾件数は3,923件、金額は43,178百万円となり、対前年同期比は件数で124.22%、金額で149.18%と増加した。

### ◆保証債務残高



保証債務残高（2019年9月末）は、件数21,958件、金額は158,115百万円となり、対前年同期比は件数で102.44%、金額で108.03%と上回って推移した。

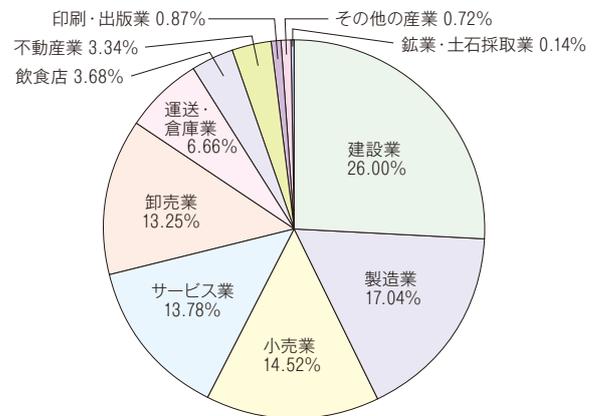
### ◆金融機関群別保証承諾(金額)



金融機関群別保証承諾における構成比は、地銀45.73%、第二地銀34.57%、信用金庫19.59%、その他0.11%となった。

対前年同期比は、信用金庫192.96%、地銀157.00%、第二地銀125.73%、その他116.10%となった。

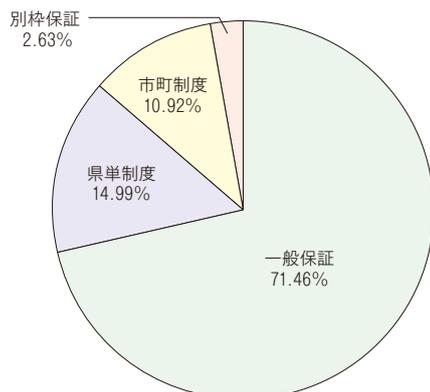
### ◆業種別保証承諾(金額)



業種別保証承諾における構成比は、建設業26.00%、製造業17.04%、小売業14.52%、サービス業13.78%と続いた。

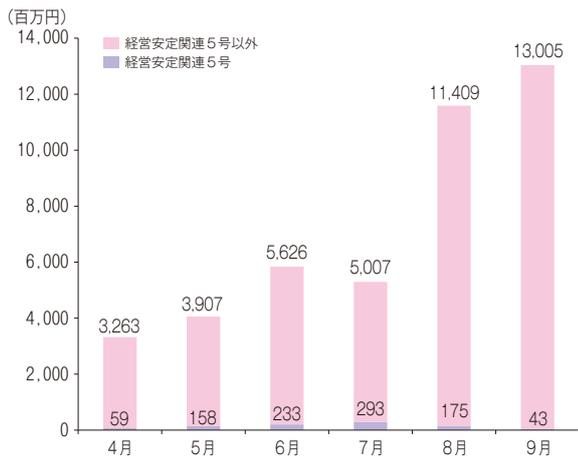
対前年同期比は、鉱業・土石採取業620.00%、その他の産業256.61%、不動産業200.62%、印刷・出版業168.57%と続いた。

### ◆保証制度別保証承諾(金額)



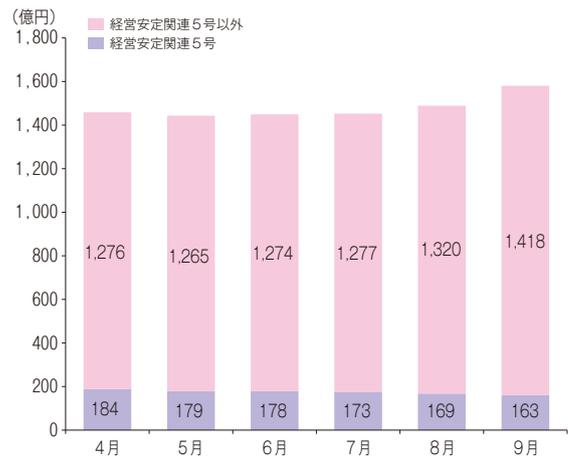
保証制度別保証承諾における構成比は、一般保証71.46%、県単制度14.99%、市町制度10.92%、別枠保証2.63%となった。対前年同期比は、一般保証260.62%、市町制度87.01%、別枠保証72.25%、県単制度64.01%となった。

### ◆経営安定関連5号の保証承諾月別推移(金額)



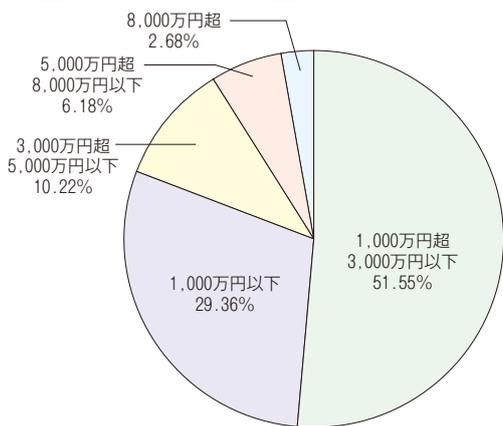
経営安定関連5号の保証承諾は960百万円、全承諾に占める割合は2.22%となった。

### ◆経営安定関連5号保証債務残高月別推移(金額)



(注) 経営安定関連5号には、全国緊急保証制度として保証債務残高があるものを含む。  
保証債務残高に占める経営安定関連5号(緊急保証含む)の割合は、2018年9月末時点で14.95%であったが、5号指定業種減少の影響により2019年9月末時点で10.31%まで減少している。

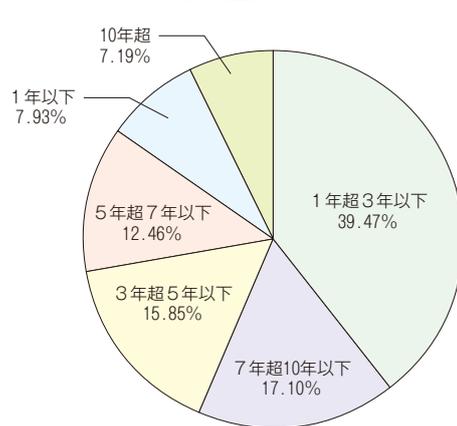
### ◆金額別保証承諾(金額)



金額別保証承諾における構成比は、1,000万円超3,000万円以下51.55%、1,000万円以下29.36%、3,000万円超5,000万円以下10.22%、5,000万円超8,000万円以下6.18%、8,000万円超2.68%となった。

対前年同期比は、1,000万円超3,000万円以下230.15%、1,000万円以下122.17%、8,000万円超109.34%、5,000万円超8,000万円以下96.70%、3,000万円超5,000万円以下86.95%となった。

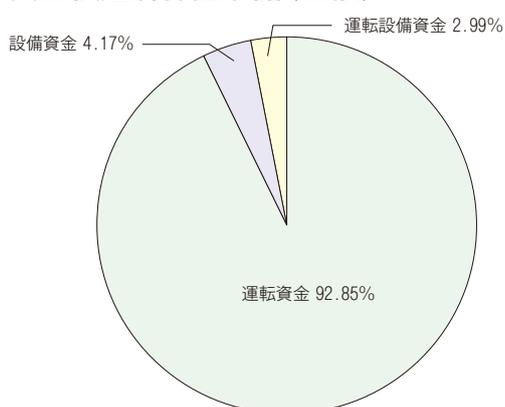
### ◆期間別保証承諾(金額)



期間別保証承諾における構成比は、1年超3年以下39.47%、7年超10年以下17.10%、3年超5年以下15.85%、5年超7年以下12.46%と続いた。

対前年同期比は、1年超3年以下1,440.74%、10年超328.78%、1年以下149.98%、7年超10年以下90.51%と続いた。

### ◆資金用途別保証承諾(金額)



資金用途別保証承諾における構成比は、運転資金92.85%、設備資金4.17%、運転設備資金2.99%となった。

対前年同期比は、運転資金157.13%、設備資金94.79%、運転設備資金84.17%となった。

### ◆金融機関店舗別新規先保証件数

(2019年4月～2019年9月保証承諾分)

No	金融機関	支店	件数
1	愛媛信用金庫	久米支店	11
1	宇和島信用金庫	本店営業部	11
3	香川銀行	松山支店	10
3	愛媛信用金庫	北条支店	10
5	伊予銀行	新居浜支店	9
5	愛媛銀行	石井支店	9
5	愛媛銀行	久米支店	9
5	愛媛銀行	大洲支店	9
9	愛媛信用金庫	三津浜支店	8
9	愛媛信用金庫	郡中支店	8

## 返済緩和にかかる貸付条件変更承諾実績

返済緩和承諾実績は、対前年同期比94.92%と前年実績を下回る

(単位:件、百万円)

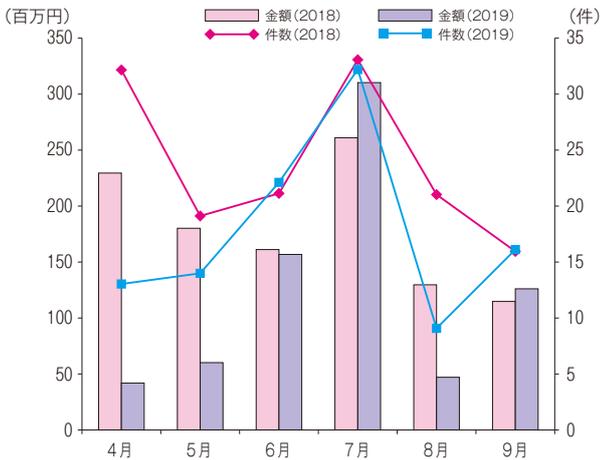
	2018年度上半期		2019年度上半期	
	実績	対前年同期比	実績	対前年同期比
件数	916	87.57%	828	90.39%
金額	10,074	87.96%	9,380	93.11%

返済緩和承諾実績は、件数828件、金額は9,380百万円で、対前年同期比は件数で90.39%、金額で93.11%と減少した。

## 事故実績

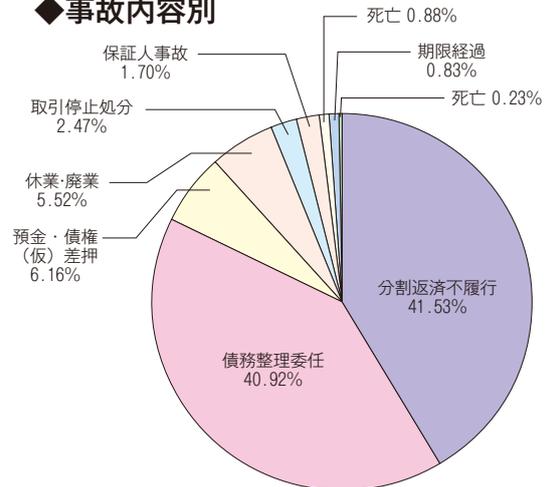
事故受付金額は740百万円、対前年同期比69.03%と前年度実績を下回る

### ◆事故受付



事故報告受付は、件数106件、金額は740百万円となり、対前年同期比は件数で74.65%、金額で69.03%と前年実績を下回った。

### ◆事故内容別



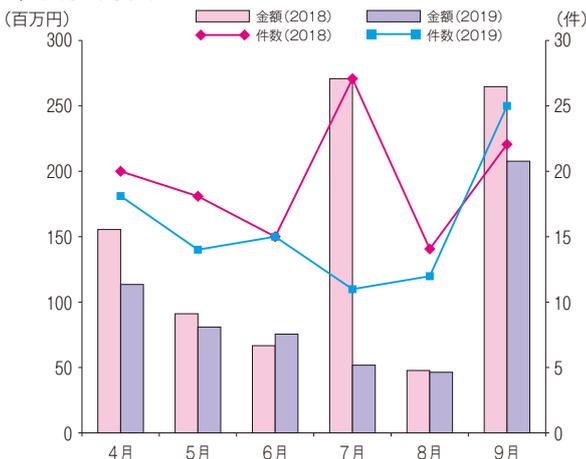
事故内容別における構成比は、分割返済不履行41.53%、債務整理委任40.92%、預金・債権(仮)差押6.16%と続いた。

対前年同期比は、預金・債権(仮)差押376.11%、死亡268.19%、債務整理委任127.94%と続いた。

## 代位弁済

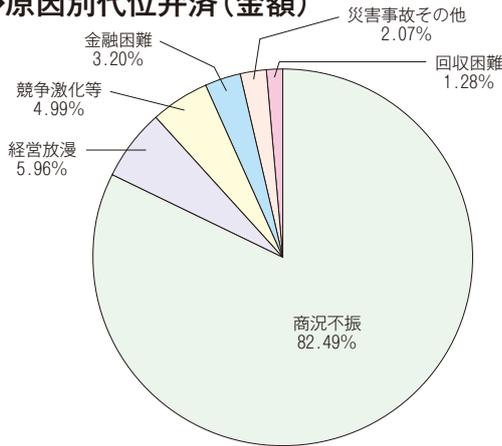
代位弁済金額は573百万円、対前年同期比63.86%と前年実績を下回る

### ◆代位弁済



代位弁済件数は95件、金額は573百万円となり、対前年同期比は件数が81.90%、金額が63.86%と件数・金額ともに前年実績を下回った。

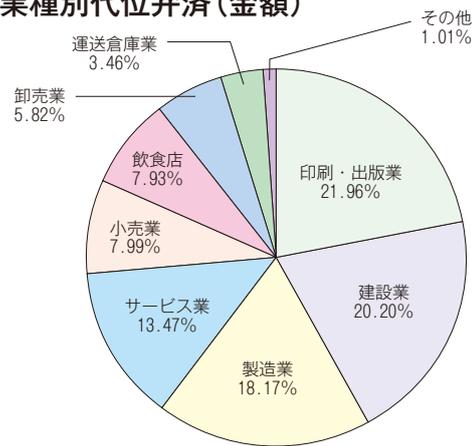
### ◆原因別代位弁済(金額)



原因別代位弁済における構成比は、商況不振82.49%、経営放漫5.96%、競争激化等4.99%と続いた。

対前年同期比は、競争激化等727.16%、回収困難73.99%、商況不振64.71%と続いた。

### ◆業種別代位弁済(金額)



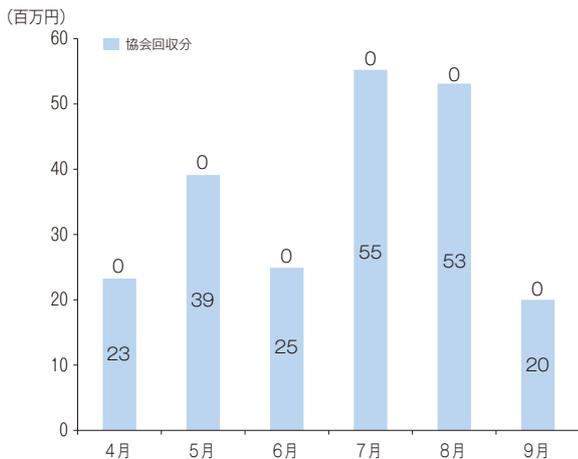
業種別代位弁済における構成比は、印刷・出版業21.96%、建設業20.20%、製造業18.17%と続いた。

対前年同期比は、印刷・出版業1,047.33%、飲食店144.16%、その他83.54%と続いた。

## 回収

回収金額は216百万円、対前年同期比48.50%と前年実績を下回る

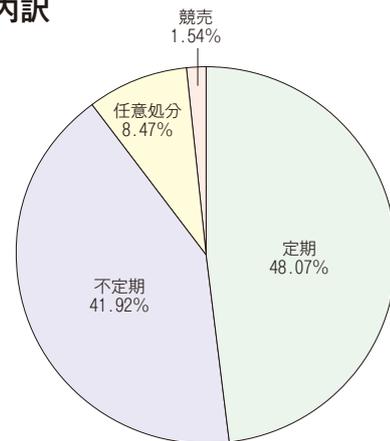
### ◆回収



回収金額は216百万円となり、対前年同期比48.50%と前年同期を下回った。

(なお、2019年4月よりサービサーは休止している。)

### ◆回収内訳



回収内容における構成比は、定期48.07%、不定期41.92%、任意処分8.47%、競売1.54%となった。

対前年同期比は、競売11,832.14%は前年同期を上回り、定期91.662%、不定期34.95%、任意処分25.10%は前年同期を下回った。

## おわりに

県内経済は、企業の生産活動は足元では幾分弱めの動きとなっているものの、個人消費は持ち直しているほか、公共投資や住宅投資は増加しており、総じて回復基調にあります。

そうした中、2019年度上期の保証実績は、2019年8月1日より取扱いを開始した協会新保証商品「財務体質強化保証(トラスト3000)」(1,150件、16,974百万円)の取扱いを開始したことにより、保証承諾・保証債務残高の件数・金額ともに増加しました(保証承諾前年同期比:件数124.22%、金額149.18%・保証債務残高前年同期比:件数102.44%、金額108.03%)。

一方で、代位弁済の件数は95件、金額は573百万円となり、前年同期比は件数81.90%、金額63.86%といずれも前年実績を下回りました。返済緩和先の動向も前年同期比で件数90.39%、金額93.11%と減少しています。

広く中小企業者に受け入れられている新保証商品「財務体質強化保証(トラスト3000)」は、最長3年の期日一括返済とした疑似資本性ローンとしての取り組みで、当面返済不要な資金を供給することで、中小企業者の資金繰りの安定を最大限サポートするものです。これにより中小企業者が経営改善に取り組む環境を整備し、金融機関と協力して経営支援に取り組むことで財務体質の強化を促進します。当協会はその他の経営改善に向けたサポートとして専門家による経営相談・経営改善計画策定支援を行う「経営支援強化促進事業」等を通じて、経営支援に積極的に取り組んでいます。このような経営支援の活動を通じて中小企業・小規模事業者の事業の発展を支えるという保証協会の使命を果たしてまいります。

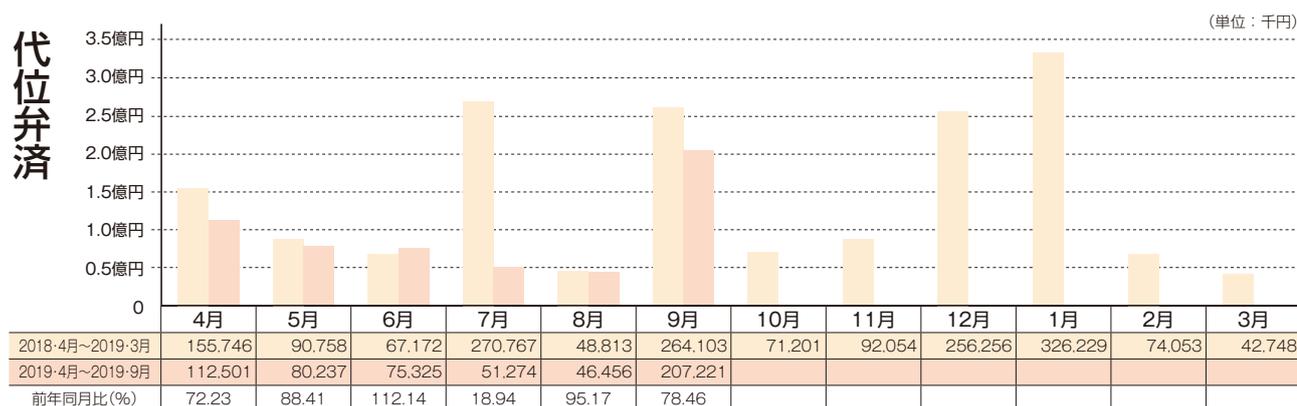
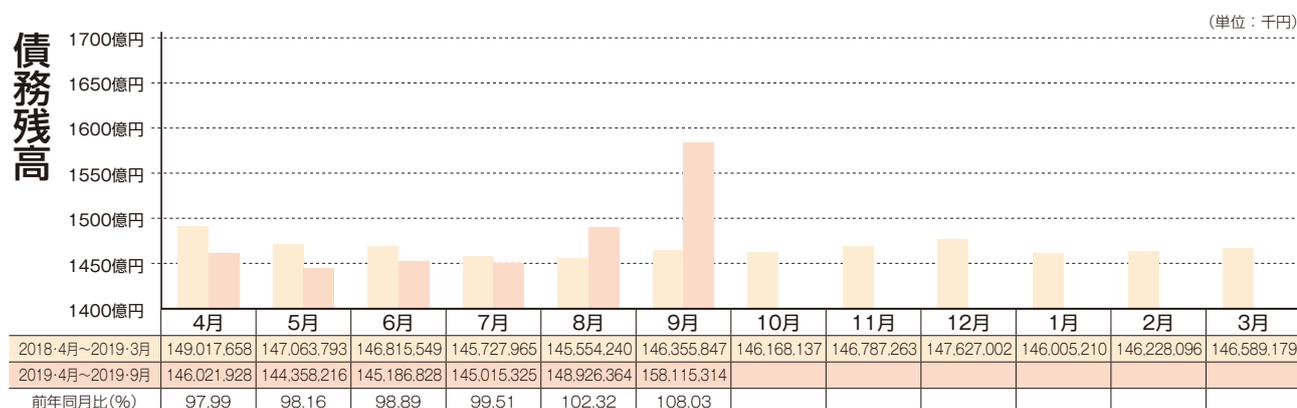
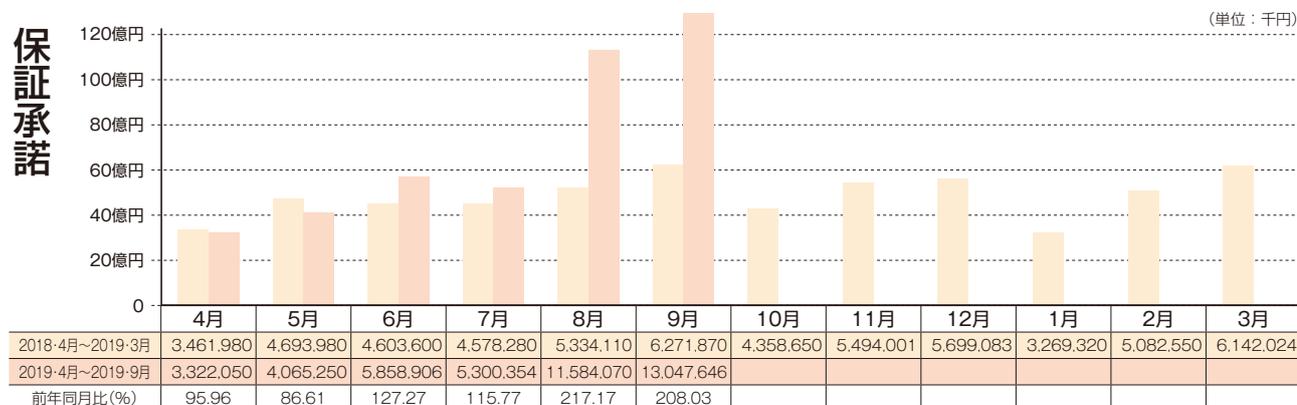
# ※ 今月の保証概況 (2019年9月)

## 実績

(単位：千円)

区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	958	11,488,581	159.40	187.62	4,162	46,282,051	129.38	153.60
保証承諾	1,075	13,047,646	167.97	208.03	3,923	43,178,276	124.22	149.18
保証債務残高	—	—	—	—	21,958	158,115,314	102.44	108.03
代位弁済	25	207,221	113.64	78.46	95	573,014	81.90	63.86

## 推移グラフ



### 本・支所別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	531	6,664,670	234.36	1,983	22,135,694	159.12	10,222	75,319,583	110.27	16	156,249	137.25	45	289,601	69.98
新居浜	263	3,314,880	320.92	830	9,085,450	167.94	4,744	32,633,744	104.02	4	38,057	25.51	22	90,128	33.08
今治	114	1,273,800	278.73	476	5,709,546	170.09	3,213	22,190,249	102.82	1	719	354.40	12	98,733	1,011.27
八幡浜	84	949,686	76.27	313	3,359,476	88.03	1,902	15,667,494	111.02	0	0	-----	6	37,180	55.03
宇和島	83	844,610	121.89	321	2,888,110	117.90	1,877	12,304,244	112.02	4	12,196	1,429.00	10	57,373	42.91
合計	1,075	13,047,646	208.03	3,923	43,178,276	149.18	21,958	158,115,314	108.03	25	207,221	78.46	95	573,014	63.86

### 金融機関別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

		保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
		当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	413	6,078,256	1,373	17,944,446	41.56	7,801	72,967,951	46.15	7	107,719	31	291,685	50.90		
	四国	4	65,500	25	302,100	0.70	175	1,422,131	0.90	0	0	0	0	0.00		
	百十四	9	154,400	34	425,300	0.98	304	2,302,366	1.46	2	29,182	4	34,663	6.05		
	阿波	10	244,400	17	427,400	0.99	57	735,471	0.47	0	0	0	0	0.00		
	広島	9	127,000	49	552,100	1.28	418	2,775,365	1.76	0	0	0	0	0.00		
	中国	0	0	2	55,000	0.13	15	237,825	0.15	0	0	0	0	0.00		
	山口	1	10,000	2	40,000	0.09	37	520,008	0.33	0	0	0	0	0.00		
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,043	0.01	0	0	0	0	0.00		
	みずほ	0	0	0	0	0.00	13	241,454	0.15	0	0	0	0	0.00		
	りそな	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	三井住友	0	0	0	0	0.00	7	62,045	0.04	0	0	0	0	0.00		
	三菱UFJ	0	0	0	0	0.00	17	172,708	0.11	0	0	0	0	0.00		
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	愛媛	305	3,430,460	1,069	11,363,390	26.32	7,102	44,147,235	27.92	11	45,916	38	161,204	28.13		
	香川	65	861,600	228	3,028,350	7.01	806	7,061,027	4.47	1	7,992	4	19,121	3.34		
高知	8	81,910	23	251,410	0.58	160	1,091,138	0.69	0	0	0	0	0.00			
徳島	7	130,000	25	284,500	0.66	119	1,079,413	0.68	0	0	1	3,259	0.57			
もみじ	0	0	0	0	0.00	3	11,808	0.01	0	0	0	0	0.00			
小計	831	11,183,526	2,847	34,673,996	80.30	17,036	134,835,989	85.28	21	190,809	78	509,932	88.99			
信用金庫	愛媛	160	1,118,020	806	6,494,930	15.04	3,653	17,603,271	11.13	1	6,507	11	43,421	7.58		
	川の江	18	205,400	43	477,600	1.11	163	1,065,454	0.67	0	0	0	0	0.00		
	東予	22	201,200	70	550,050	1.27	362	1,415,079	0.89	1	4,615	2	7,027	1.23		
	宇和島	33	163,500	130	679,300	1.57	661	2,617,039	1.66	1	4,577	3	11,921	2.08		
	観音寺	11	176,000	24	254,800	0.59	39	315,248	0.20	0	0	0	0	0.00		
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	小計	244	1,864,120	1,073	8,456,680	19.59	4,878	23,016,091	14.56	3	15,699	16	62,369	10.88		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
県信連	0	0	1	30,000	0.07	1	28,000	0.02	0	0	0	0	0.00			
単一農協	0	0	0	0	0.00	8	16,123	0.01	0	0	0	0	0.00			
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
商工中金	0	0	2	17,600	0.04	35	219,111	0.14	1	713	1	713	0.12			
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
小計	0	0	3	47,600	0.11	44	263,233	0.17	1	713	1	713	0.12			
合計	1,075	13,047,646	3,923	43,178,276	100.00	21,958	158,115,314	100.00	25	207,221	95	573,014	100.00			

# 業種別保証状況

業種別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾					保証債務残高			代位弁済				
	当月中		当月末			当月末			当月中		当月末		
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
製造業	161	2,251,256	556	7,356,616	17.04	3,367	30,015,601	18.98	7	45,638	17	104,135	18.17
食料品工業	25	342,296	80	1,032,896	2.39	477	5,003,382	3.16	5	39,318	7	57,551	10.04
繊維品工業	17	170,000	75	1,114,540	2.58	393	4,383,095	2.77	2	6,320	3	8,802	1.54
木材・木製品工業	3	37,300	16	355,500	0.82	123	1,619,695	1.02	0	0	0	0	0.00
家具・建具工業	5	58,000	21	203,000	0.47	87	565,236	0.36	0	0	0	0	0.00
紙工業	12	150,500	26	415,300	0.96	182	2,373,981	1.50	0	0	0	0	0.00
製版・製本業	0	0	1	10,000	0.02	8	55,280	0.03	0	0	0	0	0.00
化学工業	0	0	0	0	0.00	13	119,965	0.08	0	0	0	0	0.00
石油石炭製品工業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
ゴム・プラスチック工業	9	222,560	13	267,360	0.62	53	519,826	0.33	0	0	0	0	0.00
ゴム製品製造業	3	78,000	3	78,000	0.18	5	53,089	0.03	0	0	0	0	0.00
皮革工業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯業	4	246,200	20	500,800	1.16	125	1,436,392	0.91	0	0	0	0	0.00
機械工業	16	216,500	67	1,175,350	2.72	400	4,221,802	2.67	0	0	0	0	0.00
電気機器工業	4	15,100	8	25,100	0.06	105	994,666	0.63	0	0	1	18,355	3.20
車輜工業	1	18,000	2	19,000	0.04	16	183,520	0.12	0	0	0	0	0.00
船舶工業	3	43,500	13	143,200	0.33	88	782,619	0.49	0	0	0	0	0.00
金属工業	24	282,300	77	883,200	2.05	495	3,308,818	2.09	0	0	3	15,372	2.68
ソフトウェア業	11	140,350	30	353,950	0.82	127	1,101,032	0.70	0	0	0	0	0.00
情報処理サービス業	0	0	0	0	0.00	2	2,262	0.00	0	0	0	0	0.00
農林漁業	1	3,000	5	30,800	0.07	16	178,164	0.11	0	0	0	0	0.00
その他の工業	23	227,650	99	748,620	1.73	652	3,112,778	1.97	0	0	3	4,056	0.71
鉱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土石採取業	1	7,000	4	62,000	0.14	38	333,764	0.21	0	0	0	0	0.00
木材伐出業	2	21,000	3	26,000	0.06	9	51,895	0.03	0	0	0	0	0.00
建設業	260	3,078,790	1,015	11,226,970	26.00	5,745	38,974,257	24.65	0	0	21	115,748	20.20
卸売業	127	2,041,200	412	5,719,000	13.25	2,037	18,353,061	11.61	2	7,226	9	33,342	5.82
小売業	181	2,197,450	602	6,268,500	14.52	3,296	21,827,546	13.80	3	9,156	15	45,788	7.99
飲食店	79	616,800	264	1,586,900	3.68	1,585	6,124,136	3.87	3	19,384	13	45,415	7.93
不動産業	26	427,600	119	1,443,510	3.34	590	4,729,848	2.99	0	0	0	0	0.00
運送業	46	787,700	171	2,875,750	6.66	920	11,517,739	7.28	0	0	1	19,837	3.46
貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉庫業	0	0	0	0	0.00	7	49,519	0.03	0	0	0	0	0.00
物品預り・駐車場業	2	23,000	5	113,400	0.26	8	102,606	0.06	0	0	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2,000	4	50,000	0.12	52	381,813	0.24	0	0	0	0	0.00
印刷業	9	129,500	28	348,600	0.81	148	1,263,565	0.80	8	118,113	8	118,113	20.61
出版業	0	0	3	29,000	0.07	18	132,332	0.08	2	7,703	2	7,703	1.34
サービス業	174	1,421,350	713	5,949,130	13.78	3,997	23,830,994	15.07	0	0	7	77,167	13.47
物品賃貸業	2	12,000	15	117,000	0.27	83	640,010	0.40	0	0	0	0	0.00
宿泊業	8	121,400	27	323,850	0.75	131	1,699,045	1.07	0	0	0	0	0.00
洗濯・理美容・浴場業	34	213,700	113	638,140	1.48	605	2,371,603	1.50	0	0	4	47,388	8.27
その他の生活関連サービス業	4	18,000	14	79,700	0.18	87	748,181	0.47	0	0	0	0	0.00
旅行業	0	0	2	10,000	0.02	25	145,638	0.09	0	0	0	0	0.00
映画・娯楽業	5	40,000	16	183,600	0.43	90	471,665	0.30	0	0	1	2,107	0.37
広告業	4	31,200	9	82,700	0.19	94	566,501	0.36	0	0	0	0	0.00
放送業	0	0	0	0	0.00	2	19,872	0.01	0	0	0	0	0.00
情報通信サービス業	2	11,700	7	35,200	0.08	29	125,858	0.08	0	0	1	889	0.16
運輸サービス業	1	30,000	9	79,200	0.18	43	257,641	0.16	0	0	0	0	0.00
職業紹介・労働者派遣業	1	10,000	3	43,000	0.10	16	83,516	0.05	0	0	0	0	0.00
その他の事業サービス業	17	138,130	75	609,110	1.41	340	2,055,652	1.30	0	0	0	0	0.00
専門サービス業	15	55,000	63	246,000	0.57	395	937,591	0.59	0	0	0	0	0.00
技術サービス業	17	132,520	66	431,940	1.00	358	1,416,931	0.90	0	0	0	0	0.00
医療・福祉業	49	471,800	212	2,386,490	5.53	1,167	9,249,677	5.85	0	0	1	26,783	4.67
廃棄物処理業	9	86,000	42	484,150	1.12	257	1,913,321	1.21	0	0	0	0	0.00
教育・学習支援事業	3	32,000	20	119,850	0.28	140	629,190	0.40	0	0	0	0	0.00
その他のサービス業	3	17,900	20	79,200	0.18	135	499,103	0.32	0	0	0	0	0.00
保険媒介代理業	5	30,000	22	106,900	0.25	120	340,303	0.22	0	0	0	0	0.00
郵便業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通信業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
インターネット付随サービス業	1	13,000	2	16,000	0.04	21	86,336	0.05	0	0	2	5,765	1.01
合計	1,075	13,047,646	3,923	43,178,276	100.00	21,958	158,115,314	100.00	25	207,221	95	573,014	100.00

※ 2012年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

## 金額別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1,000 以下	51	42,100	266	234,460	0.54	1,916	945,677	0.60
1,000 超 2,000 以下	92	161,730	399	700,186	1.62	2,445	2,555,689	1.62
2,000 超 3,000 以下	90	258,486	410	1,180,016	2.73	2,685	4,692,470	2.97
3,000 超 5,000 以下	240	1,137,410	1,015	4,813,554	11.15	6,020	17,927,694	11.34
5,000 超 10,000 以下	213	1,822,720	670	5,750,660	13.32	3,433	19,827,498	12.54
10,000 超 15,000 以下	95	1,303,700	271	3,706,400	8.58	1,174	10,878,807	6.88
15,000 超 20,000 以下	96	1,839,100	281	5,370,800	12.44	1,217	16,457,889	10.41
20,000 超 30,000 以下	174	5,021,400	462	13,182,700	30.53	1,591	31,625,737	20.00
30,000 超 50,000 以下	17	766,000	101	4,411,500	10.22	973	27,990,199	17.70
50,000 超 60,000 以下	1	60,000	15	862,000	2.00	149	5,789,541	3.66
60,000 超 70,000 以下	0	0	9	612,000	1.42	101	4,467,739	2.83
70,000 超 80,000 以下	2	160,000	15	1,195,000	2.77	170	7,991,964	5.05
80,000 超 100,000 以下	3	275,000	4	375,000	0.87	39	2,341,142	1.48
100,000 超 120,000 以下	0	0	1	120,000	0.28	13	921,985	0.58
120,000 超 150,000 以下	0	0	2	264,000	0.61	9	727,783	0.46
150,000 超 200,000 以下	1	200,000	2	400,000	0.93	23	2,973,500	1.88
200,000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
<b>合 計</b>	<b>1,075</b>	<b>13,047,646</b>	<b>3,923</b>	<b>43,178,276</b>	<b>100.00</b>	<b>21,958</b>	<b>158,115,314</b>	<b>100.00</b>

## 期間別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	2	24,000	16	99,500	0.23	7	53,800	0.03
3 力月超 6 力月以下	9	180,000	34	703,300	1.63	35	781,299	0.49
6 力月超 1 力年以下	37	593,686	186	2,619,186	6.07	350	4,833,808	3.06
1 力年超 2 力年以下	15	64,800	55	220,100	0.51	284	1,932,803	1.22
2 力年超 3 力年以下	618	8,604,110	1,256	16,822,680	38.96	1,852	16,298,463	10.31
3 力年超 4 力年以下	12	70,150	67	225,430	0.52	438	1,259,364	0.80
4 力年超 5 力年以下	240	1,090,290	1,422	6,616,580	15.32	11,463	33,622,668	21.26
5 力年超 7 力年以下	77	1,019,200	427	5,381,770	12.46	3,782	35,418,258	22.40
7 力年超 10 力年以下	53	1,041,410	344	7,383,730	17.10	3,246	51,080,550	32.31
10 力年超	12	360,000	116	3,106,000	7.19	501	12,834,302	8.12
<b>合 計</b>	<b>1,075</b>	<b>13,047,646</b>	<b>3,923</b>	<b>43,178,276</b>	<b>100.00</b>	<b>21,958</b>	<b>158,115,314</b>	<b>100.00</b>

## 使途別保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	948	12,287,080	3,376	40,089,904	92.85	18,370	139,586,594	88.28
設 備 資 金	79	465,180	336	1,798,736	4.17	2,297	11,668,857	7.38
運 転 設 備 資 金	48	295,386	211	1,289,636	2.99	1,291	6,859,862	4.34
<b>合 計</b>	<b>1,075</b>	<b>13,047,646</b>	<b>3,923</b>	<b>43,178,276</b>	<b>100.00</b>	<b>21,958</b>	<b>158,115,314</b>	<b>100.00</b>

# 市町制度保証状況

市町制度保証状況 (2019年9月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	9	31,500	51	162,300	497	880,971
	新 居 浜	10	45,000	82	288,100	509	1,142,102
	西 条	21	79,200	95	362,150	762	1,712,943
	今 治	26	89,500	121	428,450	1,125	2,301,838
	松 山	52	169,200	472	1,553,710	3,241	6,229,137
	東 温	7	27,500	16	57,900	135	244,127
	伊 予	0	0	7	27,200	39	96,586
	大 洲	5	17,600	34	96,990	225	431,716
	八 幡 浜	5	14,500	25	82,100	142	271,074
	西 予	3	10,300	21	66,100	168	328,954
宇 和 島	28	75,100	136	484,000	813	1,749,704	
	<b>小 計</b>	<b>166</b>	<b>559,400</b>	<b>1,060</b>	<b>3,609,000</b>	<b>7,656</b>	<b>15,389,153</b>
町	砥 部	1	5,000	7	21,000	21	61,002
	久 万 高 原	2	4,000	4	8,000	21	31,604
	内 子	2	2,500	9	22,000	42	88,301
	伊 方	0	0	0	0	7	17,076
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	0	0	1	5,000	11	27,512
	愛 南	4	11,500	8	21,500	53	107,555
		<b>小 計</b>	<b>9</b>	<b>23,000</b>	<b>29</b>	<b>77,500</b>	<b>155</b>
<b>合 計</b>		<b>175</b>	<b>582,400</b>	<b>1,089</b>	<b>3,686,500</b>	<b>7,811</b>	<b>15,722,203</b>

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		0	0	1	2,500	1	1,000
新 居 浜		0	0	0	0	0	0
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2,500</b>	<b>1</b>	<b>1,000</b>

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		23	52,470	107	323,270	535	1,267,889
(うち公害)		( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
今 治		7	29,100	23	100,196	142	436,592
<b>合 計</b>		<b>30</b>	<b>81,570</b>	<b>130</b>	<b>423,466</b>	<b>677</b>	<b>1,704,480</b>

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央		3	24,000	16	126,000	167	722,516
新 居 浜		1	9,000	17	138,000	102	560,905
今 治		4	33,000	23	184,000	302	1,584,195
松 山		0	0	0	0	31	119,235
八 幡 浜		2	10,000	14	97,700	78	395,496
西 予		2	17,000	7	57,000	51	265,855
<b>合 計</b>		<b>12</b>	<b>93,000</b>	<b>77</b>	<b>602,700</b>	<b>731</b>	<b>3,648,202</b>

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		1	5,000	3	13,000	113	266,507
今 治		0	0	2	11,000	59	162,287
<b>合 計</b>		<b>1</b>	<b>5,000</b>	<b>5</b>	<b>24,000</b>	<b>172</b>	<b>428,794</b>

2019年9月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

## 保証債務残高

Best  
10

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	383	4,624,007
2 →	2	伊予銀行	本店営業部	201	3,413,495
3 →	3	伊予銀行	今治支店	279	3,216,862
4 →	4	伊予銀行	西条支店	345	3,028,780
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	291	2,987,248
6 →	6	伊予銀行	新居浜支店	292	2,626,270
7 →	7	伊予銀行	大洲支店	192	2,281,524
8 →	8	伊予銀行	八幡浜支店	183	2,227,719
9 →	9	伊予銀行	松前支店	141	1,911,288
11 ↗	10	伊予銀行	三津浜支店	175	1,779,670

## 保証承諾

Best  
10  
(当月中)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
7 ↗	1	愛媛銀行	本店営業部	20	568,900
27 ↗	2	伊予銀行	新居浜支店	23	433,120
20 ↗	3	伊予銀行	本店営業部	14	348,000
8 ↗	4	阿波銀行	松山支店	10	244,400
35 ↗	5	伊予銀行	北条支店	14	236,000
19 ↗	6	伊予銀行	西条支店	10	227,500
24 ↗	7	伊予銀行	道後支店	15	208,900
4 ↘	8	伊予銀行	今治支店	11	207,200
48 ↗	9	伊予銀行	余戸支店	10	194,900
1 ↘	10	香川銀行	松山支店	14	190,000

## 保証承諾

Best  
10  
(累計)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	68	1,897,400
2 →	2	香川銀行	松山支店	57	926,500
7 ↗	3	伊予銀行	新居浜支店	62	855,720
5 ↗	4	伊予銀行	本店営業部	30	787,600
9 ↗	5	伊予銀行	西条支店	46	639,650
3 ↘	6	愛媛銀行	新居浜支店	37	613,500
4 ↘	7	愛媛信用金庫	今治支店	39	526,500
19 ↗	8	伊予銀行	今治支店	35	519,096
11 ↗	9	伊予銀行	八幡浜支店	39	500,146
14 ↗	10	伊予銀行	湊町支店	29	499,800

# 金融機関店舗別保証状況

2019年9月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	1	4,144	60.24	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	0	0	-----	10	130,233	51.05	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	91,000	88.35	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	-----	1	16,077	78.96	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	13	241,454	62.65	0	0	0.00
三井住友 新居浜	0	0	-----	0	0	-----	6	61,774	189.73	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	1	271	14.74	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	7	62,045	180.37	0	0	0.00
三菱UFJ 高松中央	0	0	-----	0	0	-----	5	83,772	133.73	0	0	0.00
高 松	0	0	0.00	0	0	0.00	9	75,497	62.74	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	1	924	35.16	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	0.00	2	12,515	75.80	0	0	0.00
計	0	0	0.00	0	0	0.00	17	172,708	85.45	0	0	0.00
伊予 本 店	14	348,000	409.41	30	787,600	157.71	201	3,413,495	93.19	0	0	0.00
本 町	10	152,700	132.78	27	277,260	49.12	205	1,751,712	92.95	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	1,970	55.06	0	0	0.00
松山駅前	12	128,700	564.47	19	217,100	278.33	124	1,199,181	108.22	0	0	0.00
湊 町	10	152,500	5,083.33	29	499,800	485.24	144	1,664,707	112.13	0	0	0.00
小 栗	4	74,000	-----	8	147,000	300.00	55	444,560	120.90	0	0	0.00
立 花	4	58,500	-----	13	169,500	2,733.87	39	283,875	148.01	0	0	0.00
新 立	2	34,000	566.67	6	60,000	161.29	31	305,444	119.54	1	1,279	0.46
大 街 道	5	74,000	370.00	23	277,140	276.04	129	852,295	119.36	0	0	0.00
一 万	8	135,800	679.00	21	271,400	341.38	88	952,510	112.88	0	0	0.00
道 後	15	208,900	596.86	33	395,000	168.23	159	1,773,465	103.25	0	0	0.00
東 野	6	62,800	-----	18	130,700	1,089.17	46	222,430	136.38	0	0	0.00
三 津 浜	4	60,700	178.53	35	488,850	236.62	175	1,779,670	106.58	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	3	50,000	-----	6	90,021	149.44	0	0	0.00
松 山 北	9	145,000	223.08	36	495,240	91.83	171	1,676,057	77.44	5	27,950	1.91
中央市場	4	51,100	204.40	6	70,100	179.74	30	279,745	96.19	0	0	0.00
空 港 通	6	87,000	1,011.63	26	299,500	166.39	200	1,731,730	92.70	6	106,420	6.06
余 戸	10	194,900	9,745.00	29	437,700	300.62	127	1,116,331	108.05	0	0	0.00
味 生	0	0	0.00	1	30,000	34.88	41	278,319	91.03	0	0	0.00
石 井	5	72,000	240.00	15	230,000	104.36	73	889,610	116.83	0	0	0.00
椿	3	23,500	81.03	14	162,854	91.75	90	750,798	104.53	0	0	0.00
久 米	2	50,000	384.62	25	339,400	422.24	120	905,976	147.17	0	0	0.00
福 音 寺	6	58,200	5,820.00	14	145,700	172.22	96	923,279	106.15	0	0	0.00
小 野	0	0	0.00	4	33,900	90.40	34	264,573	112.79	0	0	0.00
堀 江	0	0	0.00	4	59,000	907.69	41	282,534	103.95	0	0	0.00
和 気	0	0	0.00	6	42,500	250.00	43	190,889	75.44	0	0	0.00
森 松	12	119,200	243.27	30	319,650	225.11	116	753,469	125.94	0	0	0.00
中 島	2	16,500	-----	3	46,500	193.75	23	159,794	110.13	0	0	0.00
北 条	14	236,000	761.29	34	435,900	189.36	160	1,165,919	129.29	0	0	0.00
横 河 原	4	65,000	1,083.33	10	165,000	97.06	73	635,468	121.84	0	0	0.00
川 内	4	45,000	-----	12	193,500	403.13	56	836,730	116.02	0	0	0.00
砥 部	3	37,000	569.23	26	309,140	185.67	95	854,438	132.68	0	0	0.00
松 前	9	99,500	249.37	32	497,500	134.42	141	1,911,288	107.53	1	18,355	1.01
郡 中	8	155,800	194.75	29	402,700	168.28	148	1,348,778	110.54	0	0	0.00
上 灘	1	15,000	-----	8	122,400	1,020.00	19	198,202	167.43	0	0	0.00
中 山	1	2,600	-----	3	24,600	41.00	13	148,850	114.32	0	0	0.00
久 万	3	29,000	-----	6	61,000	55.96	44	467,712	102.76	1	3,024	0.67
今 治	11	207,200	714.48	35	519,096	110.74	279	3,216,862	95.40	3	44,626	1.44
中 浜	10	134,500	128.10	30	430,500	144.61	166	1,694,360	111.22	0	0	0.00
日 吉	4	35,850	-----	26	383,750	487.61	152	1,229,718	103.39	0	0	0.00
今 治 南	1	5,000	-----	10	224,000	373.64	60	580,999	111.65	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年9月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 波止浜	0	0	-----	4	184,000	138.66	61	552,446	96.29	0	0	0.00
鳥生	7	104,100	2,602.50	15	182,400	528.70	86	716,354	108.48	0	0	0.00
桜井	2	60,000	500.00	7	118,300	205.74	66	414,361	104.43	1	6,094	1.57
菊間	3	31,000	-----	13	93,900	347.78	54	426,815	118.54	0	0	0.00
大島	3	31,000	310.00	9	107,500	344.55	85	725,744	97.18	0	0	0.00
伯方	2	6,800	226.67	8	77,400	112.17	48	381,155	84.02	0	0	0.00
宮浦	2	4,900	163.33	5	11,800	39.33	35	192,516	78.18	0	0	0.00
新居浜	23	433,120	4,331.20	62	855,720	432.62	292	2,626,270	97.39	1	1,352	0.05
高津	0	0	-----	0	0	-----	1	2,350	79.66	0	0	0.00
角野	4	55,000	-----	26	371,500	444.91	134	1,505,612	100.39	2	13,397	0.94
新居浜東	2	23,000	57.50	20	238,200	294.07	82	530,982	105.59	2	3,065	0.61
中萩	5	46,600	57.53	15	139,550	145.36	73	782,203	113.77	0	0	0.00
土居	5	75,000	1,875.00	8	86,000	206.24	90	600,220	96.70	0	0	0.00
三島	9	102,100	98.55	25	214,800	90.10	155	1,258,021	86.11	0	0	0.00
川の江	7	112,000	-----	9	145,000	125.00	139	1,677,373	96.60	0	0	0.00
金生	0	0	-----	0	0	0.00	2	866	50.76	0	0	0.00
西条	10	227,500	206.82	46	639,650	102.38	345	3,028,780	96.28	0	0	0.00
伊予 三芳	6	164,200	1,026.25	12	229,800	318.28	59	511,444	97.44	0	0	0.00
壬生川	3	33,500	335.00	17	88,500	129.20	117	958,037	93.37	1	517	0.05
丹原	4	21,500	716.67	7	101,500	2,537.50	25	200,392	109.20	0	0	0.00
小松	9	84,400	517.79	21	233,800	242.78	69	675,128	111.11	0	0	0.00
八幡浜	10	126,786	59.25	39	500,146	117.13	183	2,227,719	106.57	1	9,494	0.44
大洲本町	1	3,600	9.23	13	208,100	283.13	56	385,647	131.54	0	0	0.00
大洲	7	104,400	156.52	24	319,500	56.93	192	2,281,524	117.17	2	18,233	0.83
長浜	2	12,000	9.45	5	52,500	27.49	46	558,160	88.72	0	0	0.00
五十崎	2	35,000	1,166.67	7	98,000	426.09	32	377,981	111.19	1	2,107	0.63
内子	7	95,500	353.70	18	240,300	231.28	73	874,309	132.80	0	0	0.00
川の石	0	0	0.00	5	34,500	104.55	24	148,370	107.82	0	0	0.00
伊方	3	40,000	1,333.33	7	54,500	908.33	18	74,437	220.86	0	0	0.00
三崎	1	22,000	-----	5	78,000	709.09	19	113,305	125.62	0	0	0.00
三瓶	2	50,000	100.00	5	88,500	110.63	28	289,535	138.27	0	0	0.00
宇和島	13	172,800	96.54	43	447,200	112.22	291	2,987,248	99.60	1	1,299	0.04
卯之町	2	15,000	-----	13	107,000	118.23	83	577,176	96.10	0	0	0.00
野村	2	45,000	25.42	7	83,000	35.49	87	643,900	110.89	0	0	0.00
高山	0	0	-----	2	3,000	6.25	10	106,186	84.41	0	0	0.00
吉田	1	30,000	37.97	3	31,800	22.39	57	425,554	124.44	2	34,472	8.17
近永	0	0	0.00	14	247,900	206.58	53	618,345	126.22	0	0	0.00
松丸	1	12,000	-----	4	52,000	125.30	24	159,050	140.28	0	0	0.00
岩松	4	15,500	129.17	12	123,500	113.82	50	314,302	110.28	0	0	0.00
愛南	7	153,500	511.67	20	286,700	172.40	100	860,942	131.09	0	0	0.00
富田	2	5,000	-----	8	29,400	58.23	63	333,179	89.76	0	0	0.00
古川	5	60,000	1,764.71	27	234,700	115.96	115	619,040	115.43	0	0	0.00
牛湫	3	29,000	-----	6	66,400	582.46	54	253,939	121.67	0	0	0.00
原町	2	10,000	-----	5	32,000	-----	32	196,651	82.59	0	0	0.00
日高	0	0	-----	0	0	0.00	5	15,063	68.40	0	0	0.00
船木	0	0	-----	0	0	-----	1	164	49.40	0	0	0.00
三津東	0	0	-----	0	0	0.00	4	6,376	68.82	0	0	0.00
桑原	3	49,000	-----	6	73,000	68.22	38	357,575	107.94	0	0	0.00
大西	1	1,000	5.88	7	81,000	324.00	29	165,727	86.67	0	0	0.00
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	1,720	54.43	0	0	0.00
計	413	6,078,256	247.76	1,373	17,944,446	160.56	7,801	72,967,951	105.04	31	291,685	0.43
四国 松山	2	35,000	700.00	6	104,000	77.04	58	434,863	86.05	0	0	0.00
松山南	0	0	-----	2	10,500	-----	11	63,224	57.03	0	0	0.00
今治	0	0	-----	1	3,450	143.75	15	97,109	38.06	0	0	0.00
八幡浜	0	0	0.00	3	60,000	68.18	30	355,725	105.76	0	0	0.00
宇和島	2	30,500	203.33	12	104,150	111.39	52	401,585	134.63	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
四国 四国中央	0	0	-----	1	20,000	-----	9	69,625	150.50	0	0	0.00
計	4	65,500	327.50	25	302,100	141.57	175	1,422,131	95.44	0	0	0.00
百十四 松 山	4	65,000	59.09	11	142,700	79.28	83	856,608	77.29	0	0	0.00
新居浜	1	50,000	250.00	8	185,700	86.41	52	515,809	86.01	2	5,481	1.03
三 島	0	0	0.00	2	21,000	24.85	44	290,466	84.86	0	0	0.00
今 治	1	10,000	62.50	2	15,000	18.18	51	397,745	74.05	0	0	0.00
西 条	3	29,400	588.00	11	60,900	290.00	73	235,319	83.26	2	29,182	11.95
鳴 門	0	0	-----	0	0	-----	1	6,419	-----	0	0	0.00
計	9	154,400	76.82	34	425,300	72.96	304	2,302,366	80.22	4	34,663	1.50
阿波 松 山	10	244,400	-----	17	427,400	637.91	53	675,735	157.51	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	2	22,024	75.42	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	-----	2	37,712	130.05	0	0	0.00
計	10	244,400	-----	17	427,400	637.91	57	735,471	150.83	0	0	0.00
広島 松 山	4	93,000	-----	16	237,000	253.48	107	1,084,825	94.33	0	0	0.00
今 治	2	29,000	311.83	6	58,000	35.30	105	467,438	62.17	0	0	0.00
伊予西条	2	2,000	33.33	9	20,300	44.32	70	292,396	78.27	0	0	0.00
新居浜	0	0	-----	7	120,500	357.57	43	405,124	82.86	0	0	0.00
三 島	1	3,000	-----	10	102,300	142.08	75	354,183	71.73	0	0	0.00
川之江	0	0	-----	0	0	0.00	14	36,839	56.80	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	14,000	700.00	3	133,240	88.55	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	1	1,320	53.12	0	0	0.00
計	9	127,000	830.07	49	552,100	133.58	418	2,775,365	79.84	0	0	0.00
中国 川之江	0	0	0.00	2	55,000	157.14	15	237,825	186.40	0	0	0.00
計	0	0	0.00	2	55,000	157.14	15	237,825	184.95	0	0	0.00
山口 松 山	1	10,000	66.67	1	10,000	11.11	34	487,590	75.65	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	1	30,000	-----	2	30,768	767.86	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	1	1,650	45.16	0	0	0.00
計	1	10,000	66.67	2	40,000	44.44	37	520,008	79.73	0	0	0.00
西日本 広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,043	97.95	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,043	97.95	0	0	0.00
愛媛 本 店	20	568,900	123.27	68	1,897,400	136.24	383	4,624,007	98.59	3	14,781	0.33
中央市場	0	0	-----	1	10,000	666.67	8	136,762	99.30	0	0	0.00
水産市場	1	30,000	-----	2	35,000	350.00	10	61,785	130.39	0	0	0.00
未 広 町	8	58,200	485.00	17	87,200	63.74	137	694,423	97.82	3	3,570	0.51
大 街 道	7	53,500	324.24	33	256,280	140.58	237	1,494,551	108.52	2	29,545	2.03
道 後	4	28,000	116.67	18	120,200	79.66	120	865,662	101.03	1	1,012	0.12
本 町	11	91,800	367.20	27	189,300	123.73	148	777,595	104.07	2	1,408	0.19
三 津 浜	7	61,000	169.44	17	144,600	42.93	124	745,255	97.33	1	639	0.09
立 花	5	43,000	430.00	18	122,000	251.55	136	667,330	114.42	2	4,070	0.64
久 米	9	115,300	92.68	40	369,400	100.08	182	1,240,453	116.14	0	0	0.00
余 戸	7	83,500	388.37	27	195,400	62.43	136	1,026,464	101.94	0	0	0.00
鴨 川	0	0	0.00	27	170,660	89.31	155	834,084	110.88	0	0	0.00
中 央 通	9	151,700	116.69	19	312,700	89.73	106	987,050	117.31	1	8,149	0.95
古 川	7	46,300	107.67	34	266,890	122.48	154	800,305	113.46	0	0	0.00
桑 原	5	72,800	12,133.33	17	197,400	802.44	84	379,285	160.00	3	19,384	6.00
森 松	6	64,000	512.00	28	390,300	205.21	190	1,520,270	114.52	0	0	0.00
空 港 通	6	29,000	95.08	20	85,800	55.35	136	656,226	102.71	1	95	0.01
石 井	13	152,300	1,015.33	41	413,100	128.85	191	1,450,425	107.73	1	1,874	0.13
雄 郡	8	97,000	485.00	23	206,300	404.51	89	454,533	116.35	0	0	0.00
重 信	9	52,500	318.18	15	87,800	84.75	100	375,289	99.83	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年9月分

(単位：千円)

店舗名	保証承諾						保証債務残高			代位弁済		
	当月中		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		代弁率 (%)
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
愛媛 郡 中	6	22,500	27.44	13	158,000	54.48	85	629,951	96.20	1	2,668	0.42
久 万	3	10,500	210.00	9	81,800	247.88	38	196,499	161.89	0	0	0.00
北 条	3	41,000	197.12	12	74,300	29.63	126	647,059	98.73	1	11,476	1.75
川之江	4	30,000	92.31	16	301,000	217.33	84	718,785	130.49	1	2,059	0.29
三 島	5	90,000	1,285.71	15	211,300	304.03	97	614,021	119.69	0	0	0.00
新居浜	7	119,000	270.45	37	613,500	171.13	203	1,716,477	112.78	1	1,076	0.07
新居浜東	6	17,300	115.33	23	200,000	229.89	112	721,721	115.98	0	0	0.00
泉 川	5	36,100	328.18	15	112,070	95.95	93	446,201	110.14	0	0	0.00
西 条	13	158,400	396.00	23	253,600	64.68	241	1,413,287	89.79	1	4,260	0.30
氷 見	5	33,700	106.98	10	53,200	141.87	54	180,280	105.32	0	0	0.00
壬 生 川	3	17,500	233.33	11	115,800	64.51	79	439,003	109.26	0	0	0.00
丹 原	5	21,000	140.00	12	68,000	202.99	84	280,298	93.26	0	0	0.00
今 治	6	64,500	444.83	27	262,700	169.64	255	1,356,025	96.14	1	4,005	0.30
旭 町	8	175,000	1,029.41	29	470,400	203.15	156	1,038,683	134.82	0	0	0.00
波止浜	2	29,000	116.00	11	129,100	187.10	101	603,633	111.04	1	1,472	0.25
伯 方	2	4,000	32.00	7	34,000	36.09	80	429,791	93.65	1	719	0.16
弓 削	1	4,000	400.00	5	34,000	850.00	29	99,442	83.86	1	19,837	18.14
菊 間	0	0	0.00	3	28,000	254.55	25	104,318	183.77	0	0	0.00
吉 海	1	5,000	-----	2	55,000	113.40	36	157,795	100.20	0	0	0.00
長 浜	3	14,000	127.27	8	24,790	95.35	44	205,092	99.75	0	0	0.00
内 子	4	22,400	86.15	10	84,890	75.46	68	412,329	84.85	0	0	0.00
大 洲	7	103,600	47.39	20	158,600	32.22	199	1,191,262	129.88	0	0	0.00
八幡浜	2	9,000	75.00	24	324,500	105.25	131	1,082,600	105.05	0	0	0.00
三 瓶	3	26,000	520.00	6	41,500	118.57	37	241,469	98.96	0	0	0.00
川之石	3	71,000	-----	5	105,000	954.55	21	146,644	122.84	0	0	0.00
野 村	2	9,800	17.50	7	29,800	36.12	45	284,110	110.99	0	0	0.00
卯之町	2	34,000	680.00	8	72,900	132.55	109	721,751	100.67	0	0	0.00
宇和島	6	76,000	99.09	18	275,350	69.81	174	1,543,325	103.44	2	8,741	0.57
近 永	2	15,000	100.00	8	51,000	42.86	74	542,341	96.59	0	0	0.00
吉 田	3	20,000	44.44	5	33,000	42.25	48	250,132	126.71	2	6,320	2.36
岩 松	0	0	0.00	6	22,000	74.58	49	123,324	93.72	0	0	0.00
城 辺	2	13,700	124.55	8	63,400	150.95	63	285,509	92.40	0	0	0.00
宇和島南	3	14,000	-----	9	55,500	198.21	47	164,996	80.01	2	1,965	1.21
見 奈良	3	18,500	-----	9	89,000	203.20	61	331,564	117.38	0	0	0.00
今 治 東	1	5,000	-----	4	15,500	34.44	73	258,712	85.21	0	0	0.00
湯 築	0	0	-----	2	4,000	-----	16	28,805	66.31	0	0	0.00
松山駅前	1	3,000	22.56	10	34,200	54.37	70	243,352	113.83	0	0	0.00
味 生	0	0	0.00	7	31,300	65.89	54	189,841	96.38	1	4,121	2.19
松 末	2	14,000	26.07	9	50,000	22.84	82	359,811	85.16	0	0	0.00
中 萩	1	5,000	18.52	6	23,000	24.43	87	291,706	87.42	0	0	0.00
日 高	4	14,500	42.65	16	123,000	98.32	82	386,219	107.52	0	0	0.00
三津浜東	0	0	-----	4	14,000	86.42	22	41,850	123.72	0	0	0.00
金 庄	8	100,500	1,896.23	18	162,500	112.61	99	496,406	121.47	0	0	0.00
中之生	5	91,000	-----	7	105,200	157.01	48	275,463	140.12	1	152	0.07
飯 岡	2	6,160	30.80	3	9,660	12.55	36	110,581	66.43	0	0	0.00
川 内	0	0	0.00	9	93,800	129.02	74	406,729	95.85	0	0	0.00
桜 井	1	1,300	10.40	4	32,300	34.77	54	216,767	104.34	1	7,806	3.78
松 前	1	1,000	25.00	20	159,500	175.47	84	550,703	105.27	0	0	0.00
姫 原	0	0	-----	0	0	0.00	17	32,191	97.08	0	0	0.00
土 居	3	20,000	400.00	7	47,000	75.20	65	247,017	101.25	0	0	0.00
砥 部	1	5,000	100.00	7	111,000	193.04	61	439,183	119.02	0	0	0.00
来 住	3	39,700	172.61	13	102,700	143.14	100	440,281	98.53	0	0	0.00
大 阪	0	0	-----	0	0	-----	1	16,038	78.87	0	0	0.00
と き わ	0	0	-----	0	0	0.00	3	4,112	80.69	0	0	0.00
計	305	3,430,460	158.69	1,069	11,363,390	108.18	7,102	44,147,235	105.81	38	161,204	0.38

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
高知 松 山	5	69,000	511.11	10	151,000	296.08	35	383,696	130.18	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	1	8,000	-----	17	86,305	85.35	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	-----	3	11,500	47.92	33	170,323	85.62	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	-----	1	13,000	43.33	13	124,889	69.51	0	0	0.00
宇 和 島	2	9,000	37.50	6	54,000	166.15	40	222,200	155.65	0	0	0.00
城 辺	1	3,910	-----	2	13,910	198.71	22	103,725	85.10	0	0	0.00
計	8	81,910	218.43	23	251,410	173.99	160	1,091,138	105.01	0	0	0.00
徳島 松 山	2	60,000	1,200.00	7	92,500	231.25	21	434,849	211.51	0	0	0.00
今 治	5	70,000	1,000.00	18	192,000	209.84	97	638,776	90.60	1	3,259	0.50
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	5,788	88.61	0	0	0.00
計	7	130,000	1,083.33	25	284,500	216.35	119	1,079,413	117.69	1	3,259	0.30
香川 松 山	14	190,000	345.45	57	926,500	472.70	120	1,567,076	207.39	1	7,992	0.69
松 山 西	5	54,000	-----	22	333,000	1,513.64	57	662,641	203.14	0	0	0.00
今 治	7	87,000	527.27	33	397,600	363.11	131	929,496	124.63	0	0	0.00
西 条	6	84,000	190.91	20	303,000	326.86	66	537,243	136.60	0	0	0.00
新 居 浜	12	136,200	1,047.69	23	225,200	213.87	105	765,390	117.66	3	11,130	1.60
三 島	0	0	-----	8	42,500	85.86	43	247,518	85.32	0	0	0.00
川 之 江	5	115,000	-----	7	130,000	684.21	62	630,721	100.63	0	0	0.00
大 洲	4	36,000	59.02	18	230,150	85.08	87	735,062	163.34	0	0	0.00
八 幡 浜	6	28,400	94.67	13	80,400	84.63	33	180,890	116.37	0	0	0.00
宇 和 島	5	118,000	280.95	24	318,000	274.14	84	681,734	144.05	0	0	0.00
岩 松	1	13,000	-----	3	42,000	247.06	17	121,392	130.42	0	0	0.00
観音寺東	0	0	-----	0	0	-----	1	1,864	-----	0	0	0.00
計	65	861,600	329.48	228	3,028,350	277.19	806	7,061,027	142.36	4	19,121	0.33
もみじ 福 山 東	0	0	-----	0	0	-----	1	1,448	83.41	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	0	0	-----	2	10,360	863.33	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	3	11,808	402.18	0	0	0.00
愛媛信用 本 店	6	57,500	84.56	25	157,300	96.98	156	696,806	125.06	2	9,088	1.42
城 東	2	22,000	40.00	9	92,500	91.75	57	261,815	127.83	0	0	0.00
松山本町	2	12,200	106.09	14	111,700	241.77	79	377,561	134.14	0	0	0.00
道 後	1	5,000	333.33	8	40,500	570.42	60	166,562	94.86	0	0	0.00
東環東本	8	28,600	178.75	25	97,100	313.23	81	305,298	119.80	0	0	0.00
久 米	4	28,850	151.05	40	442,850	184.37	161	1,106,160	144.66	0	0	0.00
潮 見	2	8,000	71.43	11	77,600	106.01	68	385,955	114.68	0	0	0.00
余 戸	3	55,000	-----	16	196,220	724.06	49	286,452	119.96	0	0	0.00
中 央 通	1	1,100	36.67	22	115,950	261.56	52	190,463	172.63	0	0	0.00
石 井	7	40,340	1,008.50	38	366,240	501.70	128	800,621	126.45	0	0	0.00
平 井	3	36,000	90.00	19	178,800	209.37	78	326,227	107.24	1	2,826	0.92
斉 院	5	49,300	4,930.00	20	162,030	522.68	45	236,434	148.08	0	0	0.00
土 居 田	1	6,000	-----	14	109,500	456.25	52	178,010	122.01	0	0	0.00
立 花	1	1,500	-----	4	5,040	14.20	27	85,254	40.11	0	0	0.00
砥 部	4	8,650	23.38	22	196,000	135.27	89	466,162	122.94	0	0	0.00
横 河 原	3	6,000	-----	10	33,700	102.12	45	129,854	142.66	0	0	0.00
久 万	0	0	-----	3	10,000	17.45	16	113,306	99.69	0	0	0.00
今 治	9	66,500	118.75	39	526,500	280.59	246	1,679,603	132.66	1	8,432	0.56
常 盤 町	4	18,500	925.00	16	120,500	219.89	91	273,979	92.29	1	2,482	0.90
鳥 生	3	22,300	446.00	15	248,300	195.20	73	599,929	141.47	0	0	0.00
波 止 浜	2	4,000	66.67	13	112,000	287.18	77	679,819	145.71	0	0	0.00
喜 田 村	4	24,350	81.99	28	256,350	142.73	109	501,004	118.66	0	0	0.00
壬 生 川	8	95,100	9,510.00	22	197,200	433.41	79	457,796	147.65	0	0	0.00
丹 原	1	2,500	-----	1	2,500	10.20	23	97,467	87.15	0	0	0.00
菊 間	2	3,500	175.00	7	40,500	289.29	24	85,131	143.69	0	0	0.00
大 西	1	10,000	333.33	13	108,700	339.69	58	243,964	127.49	0	0	0.00

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年9月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 八幡浜	4	19,500	72.49	22	168,900	192.15	94	487,064	98.50	0	0	0.00
江戸岡	1	1,000	-----	1	1,000	-----	4	5,256	65.15	0	0	0.00
大洲	2	9,900	15.71	9	41,900	28.80	67	346,036	118.68	0	0	0.00
野村	1	9,000	100.00	2	14,000	57.85	24	99,889	94.78	0	0	0.00
宮西	1	600	6.67	6	28,900	114.27	44	103,732	106.44	0	0	0.00
今治立花	0	0	-----	1	11,000	-----	15	31,191	69.19	0	0	0.00
朝生田	7	24,500	128.95	17	90,000	257.14	48	235,024	143.25	0	0	0.00
川内	1	15,000	-----	8	241,900	267.68	38	375,457	157.14	0	0	0.00
とべ中央	2	26,200	149.71	10	57,700	103.59	112	309,797	85.92	0	0	0.00
垣生	6	30,330	1,596.32	16	78,330	255.15	76	350,342	103.06	0	0	0.00
雄郡	3	9,000	13.43	19	83,100	94.97	85	317,362	140.77	0	0	0.00
和泉	2	36,600	197.84	18	162,700	217.66	113	430,713	140.10	1	6,807	1.91
港南	0	0	-----	1	5,000	250.00	11	71,624	88.03	0	0	0.00
郡中	7	25,800	283.52	30	127,800	187.12	108	315,735	121.18	2	2,355	0.80
松前	0	0	0.00	4	52,000	132.65	29	164,325	147.19	0	0	0.00
北条	4	18,000	62.07	17	82,200	152.79	57	191,594	171.84	0	0	0.00
溝辺	3	11,300	1,130.00	9	52,800	377.14	65	216,604	99.49	0	0	0.00
三津浜	8	101,000	1,836.36	38	288,200	665.59	105	446,694	189.01	0	0	0.00
味生	4	34,000	104.62	11	49,500	81.15	42	143,630	128.46	0	0	0.00
西条	3	8,500	170.00	18	88,800	66.67	103	499,049	116.58	0	0	0.00
新居浜	5	48,000	73.28	30	274,500	148.43	126	681,820	145.24	2	10,029	1.67
きし	3	42,000	763.64	26	182,870	253.99	108	425,706	137.76	0	0	0.00
中萩	3	18,500	124.75	23	95,750	200.19	83	251,315	125.73	0	0	0.00
三島	1	5,000	9.71	7	119,500	200.84	32	210,972	129.27	0	0	0.00
川之江	2	11,500	-----	9	91,000	1,300.00	41	160,709	209.41	1	1,401	1.39
計	160	1,118,020	132.40	806	6,494,930	193.10	3,653	17,603,271	126.03	11	43,421	0.27
川之江 本店	6	60,000	1,200.00	10	155,000	720.93	34	266,507	151.80	0	0	0.00
上分	4	39,400	788.00	8	64,400	63.76	33	204,214	102.02	0	0	0.00
三島	1	25,000	-----	4	64,000	1,280.00	14	89,231	202.20	0	0	0.00
南	1	5,000	-----	8	70,700	124.04	31	245,422	115.50	0	0	0.00
東	1	1,000	-----	2	11,000	122.22	17	62,340	84.21	0	0	0.00
西	5	75,000	-----	11	112,500	267.86	34	197,740	141.65	0	0	0.00
計	18	205,400	2,054.00	43	477,600	202.80	163	1,065,454	125.94	0	0	0.00
東予信用 本店	2	22,000	733.33	10	127,250	347.68	71	331,134	132.92	2	7,027	2.81
泉川	2	26,000	-----	6	54,000	211.76	30	120,326	116.76	0	0	0.00
川東	4	66,500	332.50	13	127,000	317.50	54	317,929	140.19	0	0	0.00
三島	1	13,000	144.44	4	48,400	182.64	41	139,691	104.89	0	0	0.00
寒川	5	16,200	810.00	15	57,400	239.17	45	121,617	92.49	0	0	0.00
西条	4	43,000	2,150.00	9	64,500	321.06	36	138,381	133.16	0	0	0.00
小松	4	14,500	308.51	6	34,500	84.77	28	75,954	96.64	0	0	0.00
中萩	0	0	0.00	0	0	0.00	21	40,546	69.14	0	0	0.00
喜多川	0	0	-----	2	15,000	375.00	12	32,867	137.45	0	0	0.00
新居浜駅	0	0	0.00	5	22,000	76.66	24	96,636	101.95	0	0	0.00
計	22	201,200	453.15	70	550,050	209.55	362	1,415,079	117.58	2	7,027	0.58
宇和島 本店	10	78,400	129.59	46	261,300	214.88	183	721,331	119.38	1	4,577	0.71
恵美須町	2	20,500	-----	12	58,700	70.13	96	364,897	96.16	0	0	0.00
新橋	4	6,900	18.11	11	29,500	32.10	77	215,201	97.87	0	0	0.00
城南	1	5,000	-----	5	38,000	133.33	31	85,430	121.68	0	0	0.00
来	2	1,500	375.00	11	42,200	74.82	53	201,729	119.31	0	0	0.00
泉町	0	0	0.00	6	21,400	778.18	42	95,558	86.79	0	0	0.00
吉田	3	9,600	23.41	11	100,100	178.11	47	260,697	330.44	0	0	0.00
南宇和	4	14,000	280.00	10	67,500	176.24	47	331,608	157.57	0	0	0.00
三間	3	9,800	-----	10	31,500	276.32	41	120,980	122.49	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年9月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証			承 諾			保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 卯之町	4	17,800	-----	8	29,100	95.41	44	219,609	110.07	2	7,345	3.39
計	33	163,500	110.66	130	679,300	130.32	661	2,617,039	122.26	3	11,921	0.49
観音寺 四国中央	11	176,000	-----	24	254,800	-----	39	315,248	1,154.29	0	0	0.00
計	11	176,000	-----	24	254,800	-----	39	315,248	1,154.29	0	0	0.00
商工中金 松山	0	0	0.00	2	17,600	51.76	34	203,204	72.80	1	713	0.32
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	15,906	84.63	0	0	0.00
計	0	0	0.00	2	17,600	51.76	35	219,111	73.55	1	713	0.30
県信連 本所	0	0	-----	1	30,000	-----	1	28,000	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	30,000	-----	1	28,000	-----	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	0	0	-----	4	9,057	119.41	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	0.00	3	2,855	61.84	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	4,211	71.43	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	8	16,123	69.96	0	0	0.00
総合計	1,075	13,047,646	208.03	3,923	43,178,276	149.18	21,958	158,115,314	108.03	95	573,014	0.39

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

（2019年9月30日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の 貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む中小企業者であり、 金融機関の企業評価「自己査定」 において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 <small>（但し、一括返済は1年以内。 また、経営安定関連保証を併 用する場合は10年以内）</small>	徴求しない  原則として徴求しない <small>（法人は原則として代表者のみ徴 求するが、申込人が希望し、協会 における保証料率区分が第7区分 から第9区分の場合に限り不要）</small>
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む会社・個人（確定 申告先）で商工団体が推薦する先で あり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が 上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については 1,000	7年以内	原則として徴求しない <small>（法人は代表者のみ徴求）</small>
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好 であり、かつ今後も経営の向上が見 込まれる会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む） 5,000	15年以内	徴求しない  原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが 財務内容が健全な会社及び医療法人 で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む） 3,000	15年以内	徴求しない  原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健 全な個人事業者で、所定の資格要件 を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない  原則として徴求しない
	12 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「ス ゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴ Ven.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 <small>（但し、一括返済は1年以内。）</small>	必要に応じ徴求  原則代表者1名
	13 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 <small>（但し、一括返済は1年以内。）</small>	必要に応じ徴求
			設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 <small>（但し、一括返済は1年以内。）</small>	原則代表者1名
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証 （せとうち保証）	せとうちDMOが運営するメンバー シップ制度の会員であり、一般社団 法人せとうち観光推進機構による推 薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求  原則代表者1名
	15 ※A 創業フォローアップ保証 （セカンド）	「愛媛県中小企業振興資金融資制度 保証要綱に規定する新事業創出支援 資金」を利用している（過去に利用 した）先で、創業後5年未満の個 人又は会社	運転 設備	個人・会社 2,000  （但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度）	10年以内  （但し、愛媛県制度を併用する 場合は運転資金7年以内）	徴求しない  徴求しない <small>（法人は代表者のみ徴求）</small>

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
提携保証	16	税理士会連携保証 (ショートサポート 3000)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	17	税理士会連携保証 (ロングサポート 3000)	中小企業者	運転設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は 1年以内。)	原則徴求しない 原則代表者1名
	18	超長期借換保証 (スーパーランディング 20)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	20年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	19	財務体質強化保証 (トラスト 3000)	中小企業者	運転 個人(青色申告) ・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	3年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
全国統一保証	20	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	21	当座貸越(貸付専用型) 根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	22	長期経営資金保証	中小企業者	運転 個人・会社 20,000 設備	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	23	予約保証 (但し、対象外要件あり)	中小企業者	運転設備 (※旧借 済資金は 対象外) 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用す る場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を 利用する場合は7年以内(運転資 金については5年以内とする)) ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	24	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転 2,000 設備 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 〔根保証においては融資極度額〕との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	25	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中 小企業者	運転 個人・会社 28,000 設備 ・特定非営利活動法人 借換 組 合 48,000	5年以内 7年以内 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	26	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残高 があり、その全部又は一部について返済条 件の緩和を行っているもので、金融機関及 び認定経営革新等支援機関の支援を受けつ つ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行 及び進捗の報告を行う中小企業者	運転 個人・会社 28,000 設備 ・特定非営利活動法人 借換 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求
	27	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己 資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)か つ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資 本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ (使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率 15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用 総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カ バレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 会社 28,000 ・特定非営利活動法人 設備 組 合 48,000	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
	28	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集 約化するための資金供給を必要としている持 株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件 を満たす先	事業承継計 画の実施に 必要な資金 持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
29	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続 が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により 完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等により合意に至っ た廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の 報告を行うもの。	廃業計画の 実施に必要 な資金 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者	

② 県制度（愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類）

制 度 名		対 象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人	
経営 安定 資金	30	一 般 資 金	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
				設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求
	31	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者（※1）	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定し たものに限る	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
	32	小 口 資 金	小 規 模 企 業 者 (但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
				設備		10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
33	短 期 資 金	中 小 企 業 者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求	
34	小 口 零 細 企 業 資 金	小 規 模 企 業 者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 [根保証においては融資限度額]との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要	
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	35	経 営 指 導 特 例	小 規 模 企 業 者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 [根保証においては融資限度額]との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
36	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求	
新 事 業 創 出 支 援 資 金	37	創 業 等 関 連 資 金	創 業 等 を 行 っ oughとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始（会社を設立）した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業等を行うoughとする個人及び 会社には、自己資金額を限度額と する	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	38	創 業 関 連 資 金	創 業 等 を 行 っ oughとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始（会社を設立）した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	39	再 挑 戦 支 援 資 金	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし くは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運転	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	7年以内	徴求しない
設備					10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
40	事 業 承 継 支 援 枠	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
41	緊 急 経 済 対 策 特 別 支 援 資 金	特定中小企業者(※1) 又は 特例中小企業者(※2) 又は 中 小 企 業 者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内 (但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
42	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求
43	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	必要に応じ徴求
44	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める				
	平成30年7月豪雨災害	り災証明書等の発行を受けた、以下の要件を満たす中小企業者。 ①災害の影響を受けて、営業・操業の縮小や停止 ②最近1か月の売上が前年同期と比較して10%以上の減少、又は減少見込 ③災害対策資金として一時的に資金を必要としている	運転 設備	個人・会社・組合 2,000 3,000	運転7年以内 設備10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
45	中小企業振興資金証 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限500	各市町の 融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	中小企業季節資金証 融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限300	各市町の 融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	小企業特別小口資金証 融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限200	5年以内	徴求しない 徴求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段：担保 下段：保証人
51	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
52	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
53	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
54	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
55	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
56	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求 原則として徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
57	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特別中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求 原則法人代表者
58	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額 が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
59	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
60	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし くは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徵求しない (但し、10,000万円超 の保証の際は必要)
			設備		7年以内	必要に応じ徵求
	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徵求しない
			設備		7年以内	必要に応じ徵求
63	災害関係保証	被災中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
64	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徵求

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人	
65	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求	
				特定組合	48,000		必要に応じ徴求	
66	商店街整備等証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人		15年以内	必要に応じ徴求	
							必要に応じ徴求	
67	伝統的工芸品証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人		10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
68	地域伝統芸能証 関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	特定非営利活動法人 組合		48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
69	流通業務総合効率化証 関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社		10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合		48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
70	小規模事業者証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人		10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	特定非営利活動法人		28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
71	特定中小企業再生証 支援関連連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等		28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備				15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※D 地域産業資源証 活用事業関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合		48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
73	※E 海外地域産業資源証 活用事業関連連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運転	個人・会社		40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		60,000	7年以内	必要に応じ徴求
74	中心市街地商業等証 活性化関連連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む 組合		48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
75	中心市街地商業等証 活性化支援関連連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社	56,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
76	※F 特定新技術事業証 活動関連連保証	中小企業者	運転	個人・会社		30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		60,000	7年以内	必要に応じ徴求
77	※G 経営革新関連連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合		48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
78	※H 異分野連携新事業証 異分野開拓関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合		48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
79	※I 周辺地域整備証 周関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	特定非営利活動法人 組合			30,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)

制 度 名		対 象	資金 使用	保証限度額 (万円) ( ) は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
80	※ J 中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社） (1) 総資産額 5 千万円以上 3 億円未満かつ（自己資本比率 20%以上又は純資産倍率 2.0 倍以上）かつ（使用総資本事業利益率 10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 2.0 倍以上） (2) 総資産額 3 億円以上 5 億円未満かつ（自己資本比率 20%以上又は純資産倍率 1.5 倍以上）かつ（使用総資本事業利益率 10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.5 倍以上） (3) 総資産額 5 億円以上かつ（自己資本比率 15%以上又は純資産倍率 1.5 倍以上）かつ（使用総資本事業利益率 5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.0 倍以上）	運 転 設 備	会 社 45,000  一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で 50,000 以内とする  一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で 100,000 以内とする	2 年以上 7 年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000 万円超の保証の際は必要)  徴求しない
81	※ K 特 定 研 究 開 発 等 関 連 保 証	認定中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 28,000 (30,000) 組 合 48,000 (60,000)	10 年以内  15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
82	※ L 流 動 資 産 担 保 融 資 保 証 ( A B L 保 証 )	流動資産（売掛債権・棚卸資産）を担保として借り入れを行う中小企業者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証：1年間 (更新可)  個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	※ M 下 請 振 興 関 連 保 証	振 興 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者	運 転 設 備	個人・会社・組合 20,000	1 年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対する売掛債権に限る)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※ N 事 業 再 生 保 証 ( D I P 保 証 )	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後 3 年を経過していない者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	※ N 事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証 ( プ レ D I P 保 証 )	特定認証紛争解決事業者（特定ADR）、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運 転 設 備 <small>(経済産業省令で定められているものに限る)</small>	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3 年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※ O 特 定 信 用 状 関 連 保 証 ( L C 保 証 )	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事 業 の 振 興 に 必 要 な 資 金	個人・会社・組合 20,000	1 年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	※ P 農 商 工 等 連 携 事 業 関 連 保 証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 28,000 (100,000) 組 合 48,000 (140,000)	5 年以内  7 年以内	必要に応じ徴求 (8,000 万円超は原則担保徴求する)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	農 商 工 等 連 携 支 援 関 連 保 証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運 転 設 備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5 年以内  7 年以内	必要に応じ徴求 (8,000 万円超は原則担保徴求する)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	経 営 承 継 関 連 保 証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運 転 設 備	個人・会社 28,000	10 年以内  15 年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	認定中小企業者の代表者	運 転 設 備	認定中小企業者の代表者個人 28,000	10 年以内  15 年以内	必要に応じ徴求  原則認定中小企業者
91	※ Q 一 括 支 払 契 約 保 証	中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1 年以内 (更新可)	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
92	商店街活性化事業 関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等（組合員、所属員を含む）	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合 48,000		7年以内
93	商店街活性化支 関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内
94	経営革新等支 関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内
95	情報提供支援関 連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
96	※R 特定下請連携事 関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)		7年以内
97	事業再生計画実 施関連保証 (経営改善サポ ート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	組 合 48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	連携創業支 関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
99	地域産業資源 活用支 関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
100	※S 経営力向上関 連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)		7年以内
101	地域経済牽引 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000		7年以内
102	地域経済牽引 関連保証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
103	商店街活性化 関連保証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000		7年以内

制度名		対象	資金 用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
104	新技術等実証関連保証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
105	革新的データ産業活用証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
106	先端設備等導入証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
107	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	特定経営承継準備証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
110	技術等情報漏えい防止措置証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
111	※T 社外高度人材活用 新事業分野開拓関連保証	社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
112	※U 事業継続力強化関連保証	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 (70,000) 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
113	※V 連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 (60,000) 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
114	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする				
115	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 (経営安定関連) 1～8 号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。  
(※ 2) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形（でんさい）割引根保証、当座貸越（貸付専用型）根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業継承サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業総務効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証（※）、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、新技術等実証関連保証、革新的データ産業活用関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の新事業分野には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人（対象中小企業者）とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円（※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円）が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあつては個人・会社20,000万円、組合40,000万円（無担保保証に係る保証にあつては、個人・会社、組合とも8,000万円）を超えることができます。
3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数や業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人となります。
4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。が、合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円（うち無担保保証人保証2,000万円）の範囲内で取り扱います。また、別枠を利用した場合、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円（組合の場合は80,000万円）、無担保保証16,000万円（うち無担保保証人保証4,000万円）、最大で56,000万円（組合の場合は96,000万円）が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第4項の規定に基づく県知事の認定書が必要となります。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
  - (新事業開拓保証に該当する場合)
  - 別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  - (海外投資関係保証に該当する場合)
  - 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保証に該当する場合)

- 別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  9. ※J中小企業特定仕債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式（ただし保証協会の保証は割合は80%）となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
  10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
  12. ※N事業再生円滑化関連保証（特例小口保険利用の場合を除く）および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
  13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
    - (新事業開拓保証に該当する場合)
    - 別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
    - (海外投資関係保証に該当する場合)
    - 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
    - (流動資産担保保証に該当する場合)
    - 別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
  14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
  15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  17. ※T社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
  18. ※U事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
  19. ※V連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

# 信用保証料率表 (2019年9月30日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。  
 青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率 (責任共有外保証料率)									財政援助等があるもの						
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他特定割引の適用	損失補償	保証料補給		
一般保証	1 普通保証	○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○					
	2 特別小口保証 (無担保・無保証人)			○	0.85														
		NPO法人(注12)	○		○	0.68													
	3 小口保証		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	4 風俗営業飲食業保証		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	5 手形(でんさい)割引根保証		○		○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○				
提携保証	6 手形貸付根保証		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	8 小口連携保証(トライアングル1000)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	9 優良ランク保証(ハリュウ5000)		○		○	-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	10 優良ランク保証II(グッド3000)		○		○	-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	11 優良ランク保証III(ファイブ1000)		○		○	-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	12 地域産業応援保証(すこサポ)		○		○	1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	13 事業成長支援保証(まるサポ2000)(注8)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)		○		○	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○				
	15 創業フォローアップ保証(セカンド)(注13)		○	○		0.30											○		
	16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)(注8)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	18 超長期借換保証(スーパーランディング20)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	19 財務体質強化保証(トラスト3000)		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	全国統一保証	20 事業者カードローン当座貸越根保証		○		○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
		21 当座貸越(貸付専用型)根保証		○		○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
		22 長期経営資金保証		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		23 予約保証(注7)		○		○	-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		24 小口零細企業保証(注3)	(下記以外)	○	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○			△	
		予約保証(注7)	○	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○				
25 経営力強化保証(注11)			○		○	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○				
26 条件変更改善型借換保証			○		○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○			○	
27 財務要件型無保証人保証		(下記以外)	○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
28 事業承継サポート保証			○		○	1.15									○				
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	29 自主廃業支援保証		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	30 一般資金		○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
	31 建設産業短期資金	(下記以外)	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
		特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号 5号、7号~8号	○	○	0.80											○		
	32 小口資金	(下記以外)	○		○	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○			○	
		特別小口保険利用		○		0.85													
		NPO法人(注12)	○		○	0.68													
	33 短期資金		○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	34 小口零細企業資金	(下記以外)	○	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○			○		
		35 経営指導特例	○	○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○			○		
	36 チャレンジ企業支援資金	(下記以外)	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
		制度保証要綱の融資対象者に該当するものであって特別保証を利用する者	○		○	0.70													
		海外投資関係保証を利用する者	○		○	1.00											○		
	新事業創出支援資金	37 創業等関連資金		○		0.80											○		
		38 創業関連資金		○		0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)											○		
		39 再挑戦支援資金		○		0.80											○		
	40 事業承継支援枠	制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
		制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
	41 緊急経済対策特別支援資金	(下記以外)	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○	
		特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号 5号、7号~8号	○	○	0.80											○		
	特例中小企業者		○		0.80											○			
	制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象の者	○		○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○			○		
	制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象外の者	○		○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○			○		
42 雇用促進支援資金		○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○		
43 建設産業新分野進出等支援資金	(下記以外)	○		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○		
	特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号 5号、7号~8号	○	○	0.80											○			
	5号、7号~8号		○		0.70														
44 災害関連対策資金		○		○	災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる									-		-			
	平成30年7月豪雨災害		○		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○					
市町村制度	45 中小企業振興資金融資制度保証		○		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			○	
	46 中小企業緊急経営資金融資制度保証		○		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			○	
	47 中小企業経営安定化資金融資制度保証	特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号 5号、7号~8号	○	○	0.80											○		
		5号、7号~8号		○		0.70													
	48 中小企業季節資金融資制度保証		○		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			○	
	49 中小企業設備近代化資金融資制度保証		○		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			○	
別枠保証	50 小企業特別小口資金融資制度保証		○		○	0.85											○		
		NPO法人(注12)	○		○	0.68													
	51 公害防止保証		○		○	1.00											○		
	52 エネルギー対策保証		○		○	1.00											○		
	53 海外投資関係保証		○		○	1.00											○		
	54 新事業開拓保証	(下記以外)	○		○	1.00											○		
		新事業開拓保険(注4)	○		○	0.70											○		
		1号~4号、6号		○		0.80											○		
	55 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	(下記以外)	○		○	0.70											○		
		5号、7号~8号		○		0.80											○		
	特別小口保険利用		○		0.70											○			
	NPO法人(注12)	○		○	0.80											○			
56 東日本大震災復興緊急保証		○		○	0.80											○			
57 危機関連保証	(下記以外)	○		○	0.80											○			
	特別小口保険利用		○		0.80											○			
58 創業等関連保証		○		○	0.80											○			
59 創業関連保証		○		○	0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)											○			



区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										財政援助等があるもの				
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他特定割引の適用	損失補償	保証料補給	
別 枠 保 証	101 地域経済牽引事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○							0.70									
	102 地域経済牽引支援関連保証	○		○					0.80									
	103 商店街活性化促進事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70									
	104 新技術等実証関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70									
	105 革新的データ産業活用関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70									
	106 先端設備等導入関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70									
	107 情報処理支援関連保証	○							1.15					○				
	108 経営承継準備関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	109 特定経営承継準備関連保証	○							1.15					○				
	110 技術等情報漏えい防止措置関連保証	○							1.15					○				
	証	(下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70								
		111 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証 新事業開拓保険利用	○							1.00				○				
		新事業開拓保険（注4）	○							0.70								
		海外投資関係保険利用	○							1.00				○				
	証	(下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70								
112 事業継続力強化関連保証 新事業開拓保険利用		○							1.00				○					
新事業開拓保険（注4）		○							0.70									
海外投資関係保険利用		○							1.00				○					
証	(下記以外) 特別小口保険利用	○		○					0.70									
	113 連携事業継続力強化関連保証 新事業開拓保険利用	○							1.00				○					
	新事業開拓保険（注4）	○							0.70									
	海外投資関係保険利用	○							1.00				○					
114 追認保証（注1）	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○					
115 借換保証（注2）	△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△		△	△		

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
  - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。保証料率に化に係る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分に対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
    - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
    - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
    - 金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限り）に係る連帯債務を負担する事業者
  - 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
  - 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- （注1）利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- （注2）借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
- （注3）「小口等細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特例含む＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない）に定める料率による。
- （注4）「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- （注5）「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- （注6）協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- （注7）「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- （注8）「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証（ロングサポート3000）」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- （注9）「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- （注10）「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
- （注11）「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限り。）は、責任共有制度の対象外となります。
- （注12）「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。
- （注13）「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34 創業関連資金」、「55 創業関連保証」のいずれかを併用します。

# 保証協会団信実績

| 2019年8月 |

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

## ●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（\*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（\*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

## ●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2019年8月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

3～8月件数	3～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
51件	33,483万円	1,230件	919,644万円	748万円	51.5歳

### 〈金融機関別〉

金融機関名	3～8月件数(件)	3～8月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	12	8,326	361	309,531
四国銀行	0	0	10	12,845
百十四銀行	0	0	11	16,200
阿波銀行	0	0	1	500
広島銀行	1	200	12	9,030
山口銀行	0	0	1	1,500
愛媛銀行	14	10,700	344	276,885
香川銀行	0	0	17	17,760
高知銀行	1	750	25	17,647
徳島銀行	0	0	4	2,290
愛媛信金	17	10,207	311	177,409
東予信金	4	1,900	73	42,830
川之江信金	0	0	23	18,967
宇和島信金	2	1,400	34	14,950
三菱UFJ	0	0	1	300
商工中金	0	0	1	500
えひめ南農協	0	0	1	500
合計	51	33,483	1,230	919,644

# 愛媛 歴史文化 検定

〈第7回〉

〈難易度〉 ☆☆☆難しい ☆☆☆ふつう ☆やさしい

## 第1問 次の問いに答えよ。(配点50)

問1 松山藩初代藩主である加藤嘉明が松山城の固めとして定めた八社八幡の一番社を選びなさい。

- ①阿沼美神社 ②雄郡神社 ③伊佐爾波神社
- ④朝日八幡神社

問2 松山藩松平家初代藩主・松平定行の祖母にあたり、徳川家康の母でもある人物を選びなさい。

- ①於大の方 ②於富の方 ③於鈴の方
- ④於良の方

問3 日露戦争では連合艦隊司令長官東郷平八郎の下で作戦担当参謀を務めた秋山真之は、ロシアのバルチック艦隊が回航する作戦を立案し、日本海海戦の勝利に貢献した。その作戦名を選びなさい。

- ①丁字戦法 ②乙字戦法 ③十字戦法
- ④八字戦法

問4 近江国(滋賀県)出身の江戸時代初期の陽明学者で、近江聖人と称えられた中江藤樹の屋敷があった場所を選びなさい。

- ①宇和島東高校 ②宇和高校 ③内子高校
- ④大洲高校

問5 空也上人ゆかりの寺で、釈迦の足跡を石に刻んだ仏足石が境内にある四国霊場88カ所の寺を選びなさい。

- ①八坂寺 ②浄土寺
- ③繁多寺 ④石手寺



## 第2問 次の問いに答えよ。(配点50)

問6 県庁本館は昭和4年に約100万円で建設されたが、大正11年に建てられた萬翠荘(久松定謨伯爵の別邸)の建設費を選びなさい。

- ①5万円 ②10万円 ③20万円 ④30万円

問7 今治市菊間町にある加茂神社は、京都の上賀茂神社から勧請されて成立した神社で、京都で行われていた競馬神事を行うようになったとされる。その神事を選びなさい。



- ①くらべ馬 ②走り馬 ③お供馬 ④呼び馬

問8 黒澤明監督の映画「椿三十郎」「用心棒」などの殺陣師として数々の名作を生んだ、東宇和郡中筋村(現西予市野村町)生まれの人物を選びなさい。

- ①久世竜 ②伊丹万作 ③井上正夫
- ④森一生

問9 第一高等学校と東京帝国大学で夏目漱石から英語を教わり、漱石山房(自宅)にも出入りし、「漱石門下四天王」と呼ばれた人物を選びなさい。

- ①新田長次郎 ②沖永荘兵衛 ③米田吉盛
- ④安倍能成

問10 1985年(昭和60年)に環境庁(現・環境庁)が認定した名水百選ではないものを選びなさい。

- ①うちぬき ②つづら淵 ③杖の淵 ④観音水

## 解答

〈問1〉 ③伊佐爾波神社

武運長久の勲願所として定められた。

〈問2〉 ①於大の方 晩年は伝通院と称した。

〈問3〉 ①丁字戦法

〈問4〉 ④大洲高校

1939(昭和14)年、武家屋敷をイメージした「至徳堂」が敷地内に建てられている。

〈問5〉 ②浄土寺(第49番札所)

〈問6〉 ④30万円

旧松山藩主の子孫にあたる久松定謨伯爵が、別邸として建設。小規模ながら県庁本館の約1/3の建設費を要した。

〈問7〉 ③お供馬

〈問8〉 ①久世竜

〈問9〉 ④安倍能成

のちに文部大臣や学習院長なども務める。

〈問10〉 ②つづら淵

得点

100



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

## 本 所

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7～9階  
 総務部  
 総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107  
 電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170  
 業務統括部  
 企業支援課 TEL089-931-2114 FAX089-931-1026  
 管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-1026  
 監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

## 松山事業部 業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階  
 保証一課・保証二課・管理課  
 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

## 新居浜支所 業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
 保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284  
 管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

## 今治支所 業務区域 今治市・上島町

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
 TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

## 八幡浜支所 業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
 TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

## 宇和島支所 業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
 TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583



LINE

保証協会のホットな話題を  
お届けしています。

